

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>[ 法第69条((相続税の納税義務者等の特例))関係 ]</u></p> <p><u>(日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合)</u></p> <p>69 - 1 <u>措置法第69条第 1 項又は第 2 項に規定する「日本国籍を有する者」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(相続開始前 3 年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により国外財産を取得した場合の相続税法第19条第 1 項の規定の適用)</u></p> <p>69 - 2 <u>相続税法(昭和25年法律第73号)の施行地外(以下69 - 3までにおいて「法施行地外」という。)に住所を有する者が、贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産を取得した時においてその者が措置法第69条第 2 項の規定の適用を受けない者である場合のその取得した財産の価額は、その年中の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されないものであるから、その後、その者が同条第 1 項の規定の適用を受ける者に該当した場合であっても、その贈与税の課税価格計算の基礎に算入されなかった財産については、相続税法第19条第 1 項((相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(相続税法等の適用)</u></p> <p>69 - 3 <u>措置法第69条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける個人(以下69 -</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

3において「特例納税義務者」という。)に係る同条第3項及び措置法令第40条第1項の規定による相続税法並びに措置法第69条第4項の規定による措置法第70条の3の規定の適用については、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

(1) 相続税

相続税法	相続税の特例納税義務者に対する相続税法の規定の適用	
	その者が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により相続税法の施行地にある財産を取得した場合	その者が相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得しなかった場合
相続税法第2条((相続税の課税財産の範囲))	相続又は遺贈により取得した財産の全部	相続又は遺贈により取得した法施行地外の財産の全部
相続税法第11条の2((相続税の課税価格))	相続又は遺贈により取得した全部の財産の価額の合計額	相続又は遺贈により取得した法施行地外の財産の価額の合計額
相続税法第13条((債務控除))	相続税法第13条第1項各号に定めるもの	相続税法第13条第2項各号に定めるもの
相続税法第19条の3((未成年者控除))	適用あり	適用なし
相続税法第19条の4((障害者控除))	適用なし	適用なし
相続税法第62条第2項((納税地))	適用あり(注参照)	適用あり(注参照)

(注) 相続税法附則第3項の規定の適用がある場合には、被相続人の死亡の時における住所地が納税地となるのであるから留意する。

(2) 贈与税

	贈与税の特例納税義務者に対する相続税法及び措置法第70条の3の規定の適用
--	--------------------------------------

改 正 後			改 正 前		
<u>相 続 税 法 措 置 法</u>	<u>その者が贈与により相 続税法の施行地にある 財産を取得した場合</u>	<u>その者が贈与により相 続税法の施行地にある財 産を取得しなかった場合</u>			
<u>相続税法第2条の 2((贈与税の課税 財産の範囲))</u>	<u>贈与により取得した財産 の全部</u>	<u>贈与により取得した法施 行地外の財産の全部</u>			
<u>相続税法第21条の 2((贈与税の課税 価格))</u>	<u>贈与により取得した全部 の財産の価額の合計額 (注1参照)</u>	<u>贈与により取得した法施 行地外の財産の価額の合 計額(注1参照)</u>			
<u>相続税法第21条の 4((特別障害者に 対する贈与税の非 課税))</u>	<u>適用なし</u>	<u>適用なし</u>			
<u>相続税法第62条第 2項((納税地))</u>	<u>適用あり</u>	<u>適用あり</u>			
<u>措置法第70条の3 ((住宅取得資金等 の贈与を受けた場 合の贈与税額の計 算の特例))</u>	<u>適用あり(注2参照)</u>	<u>適用なし</u>			
<p>(注1) <u>69 - 2((相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により国外財産を取得した場合の相続税法第19条第1項の規定の適用))参照。</u></p> <p>(注2) <u>措置法第70条の3第1項に規定する住宅取得資金又は第5項に規定する住宅増改築資金(以下69 - 3において「住宅取得資金等」という。)が法施行地外にある場合であっても、当該住宅取得資金等の受贈者とその年中の贈与により相続税法の施行地にある財産を取得し(当該財産を贈与により取得した時において当該受贈者の住所が法施行地外にある場合に限る。)、かつ、当該住宅取得資金等について同条第1項、第3項又は第5項の要件を満たしているときは、同条第1項、第3項又は第5項の適用があるのであるから留</u></p>					

意する。

[ 措置法第69条の4 ((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係 ]

(新設)

(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)

(新設)

69の4 - 1 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4 - 23までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されていたものに限る。以下69の4 - 24までにおいて同じ。)をいうものとする。

(1) 他に貸し付けられていた宅地等(当該貸付けが措置法第69条の4第1項に規定する事業に該当する場合に限る。)

(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4 - 24までにおいて「被相続人等」という。)の事業(措置法第69条の4第1項に規定する事業をいう。以下69の4 - 3までにおいて同じ。)の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。)が所有していたもの(被相続人等が当該建物等を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4 - 23までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの

(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>69の4 - 2 <u>事業場の移転又は建替えのため被相続人等の事業の用に供されていた建物等を取り壊し、又は譲渡し、これらの建物等に代わるべき建物等（被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。）の建築中に、又は当該建物等の取得後被相続人等が事業の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合で、当該相続開始直前において当該被相続人等の当該建物等に係る事業の準備行為の状況からみて当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったと認められるときは、当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等は、措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（以下69の4 - 17までにおいて「事業用宅地等」という。）に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限（以下69の4 - 2において「申告期限」という。）までに事業の用に供しているとき（申告期限において当該建物等を事業の用に供していない場合であっても、それが当該建物等の規模等からみて建築に相当の期間を要することによるものであるときは、当該建物等の完成後速やかに事業の用に供することが確実であると認められるときを含む。）は、当該相続開始直前において当該被相続人等が当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったものとして差し支えない。</u></p> <p><u>（注） 当該建築中又は取得に係る建物等のうちに被相続人等の事業の用に供されると認められる部分以外の部分があるときは、事業用宅地等の部分は、当該建物等の敷地のうち被相続人等の事業の用に供されると認められる当該建物等の部分に対応する部分に限られる。</u></p>	

( 使用人の寄宿舍等の敷地 )

69の4 - 3 被相続人等の営む事業に従事する使用人の寄宿舍等 ( 被相続人等の親族のみが使用していたものを除く。 ) の敷地の用に供されていた宅地等は、被相続人等の当該事業に係る事業用宅地等に当たるものとする。

( 新設 )

( 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲 )

69の4 - 4 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等とは、被相続人等の居住の用に供されていた家屋で、被相続人が所有していたもの ( 被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が居住の用に供していたものである場合には、当該親族が被相続人から無償で借り受けていたものに限る。 ) 又は被相続人の親族が所有していたもの ( 当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、被相続人等が当該家屋を当該親族から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。 ) の敷地の用に供されていた宅地等をいうものとする。

( 新設 )

( 居住用建物の建築中等に相続が開始した場合 )

69の4 - 5 被相続人等の居住の用に供されると認められる建物 ( 被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。 ) の建築中に、又は当該建物の取得後被相続人等が居住の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合には、当該建物の敷地の用に供されていた宅地等が措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等 ( 以下69の4 - 15までにおいて「居住用宅地等」という。 ) に当たるかどうか及び居住用宅地等の部分については、69の4 - 2 ( ( 事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合 ) ) に準じて取り扱う。

( 新設 )

( 注 ) 上記の取扱いは、相続の開始の直前において被相続人等が自己の居住の用に供している建物 ( 被相続人等の居住の用に供されると認められる



(国の事業の用に供されている宅地等の範囲)

69の4 - 8 措置法第69条の4第1項に規定する「国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの」には、被相続人以外の者が当該建物を所有している場合のその敷地の用に供されている宅地等を含むのであるから留意する。

(新設)

(1棟の建物の範囲)

69の4 - 9 措置法令第40条の2第2項に規定する1棟の建物とは、建物の構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるため、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)によりその各部分がそれぞれ所有権の目的となっているものであっても、その建物全体をいうのであるから留意する。

(新設)

(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)

69の4 - 10 措置法第69条の4第2項第4号の要件に該当する場合を算式で示せば、次のとおりである。

(新設)

$$A + B \times \frac{5}{3} + C \times 2 \leq 400\text{m}^2$$

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である特定事業用等宅地等の面積の合計

Bは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である特定居住用宅地等の面積の合計

Cは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選





69の4 - 14 被相続人の事業用宅地等を相続又は遺贈により取得した被相続人の親族が当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（以下69の4 - 14において「申告期限」という。）までに死亡した場合には、当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人が、措置法第69条の4第3項第1号イの要件を満たせば、当該宅地等は同号に規定する特定事業用宅地等に当たるのであるから留意する。

(注) 当該相続人について措置法第69条の4第3項第1号イの要件に該当するかどうかを判定する場合において、同号の申告期限は、相続税法第27条第2項((相続税の申告書))の規定による申告期限をいい、また、被相続人の事業を引き継ぐとは、当該相続人が被相続人の事業を直接引き継ぐ場合も含まれるのであるから留意する。

(申告期限までに転業又は廃業があった場合)

69の4 - 15 措置法第69条の4第3項第1号イの要件の判定については、同号イの申告期限までに、同号イに規定する親族が当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業の一部を他の事業（同号に規定する事業に限る。）に転業しているときであっても、当該親族は当該被相続人の事業を営んでいるものとして取り扱う。

なお、当該宅地等が被相続人の営む2以上の事業の用に供されていた場合において、当該宅地等を取得した同号イに規定する親族が同号イの申告期限までにそれらの事業の一部を廃止したときにおけるその廃止に係る事業以外の事業の用に供されていた当該宅地等の部分については、当該宅地等の部分を取得した当該親族について同号イの要件を満たす限り、同号に規定する特定事業用宅地等に当たるものとする。

(注) 措置法第69条の4第3項第1号ロ及び同項第4号の要件の判定については、上記のなお書に準じて取り扱う。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(災害のため事業が休止された場合)</u></p> <p>69の4 - 16 措置法第69条の4第3項第1号イ又は口の要件の判定において、  <u>被相続人等の事業の用に供されていた施設が災害により損害を受けたため、</u>  <u>同号イ又は口の申告期限において当該事業が休業中である場合には、同号に</u>  <u>規定する親族(同号イの場合にあっては、その親族の相続人を含む。)</u>によ  <u>り当該事業の再開のための準備が進められていると認められるときに限り、</u>  <u>当該施設の敷地は、当該申告期限においても当該親族の当該事業の用に供さ</u>  <u>れているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及び八並びに同項第4号の要件の判</u>  <u>定については、上記に準じて取り扱う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合)</u></p> <p>69の4 - 17 措置法第69条の4第3項第1号イ又は口の要件の判定については、  <u>被相続人等の事業用宅地等の一部が同号イ又は口の申告期限までに譲渡され、</u>  <u>又は他に貸し付けられ、同号の親族(同号イの場合にあっては、その親族の</u>  <u>相続人を含む。)</u>の同号イ又は口に規定する事業の用に供されなくなったと  <u>きであっても、当該譲渡され、又は貸し付けられた宅地等の部分以外の宅地</u>  <u>等の部分については、当該親族について同号イ又は口の要件を満たす限り、</u>  <u>同号に規定する特定事業用宅地等に当たるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 措置法第69条の4第3項第4号の要件の判定については、上記に準じ</u>  <u>て取り扱う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合)</u></p> <p>69の4 - 18 措置法第69条の4第3項第1号イ又は口の要件の判定において、  <u>同号に規定する親族(同号イの場合にあっては、その親族の相続人を含</u></p>	<p>(新設)</p>

む。)の事業の用に供されている建物等が同号イ又は口の申告期限までに建替え工事に着手された場合に、当該宅地等のうち当該親族により当該事業の用に供されると認められる部分については、当該申告期限においても当該親族の当該事業の用に供されているものとして取り扱う。

(注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及び八並びに同項第4号の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。

(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合)

69の4 - 19 措置法第69条の4第3項第1号イに規定する事業を営んでいるかどうかは、事業主として当該事業を行っているかどうかにより判定するのであるが、同号イに規定する親族が就学中であることその他当面事業主となれないことについてやむを得ない事情があるため、当該親族の親族が事業主となっている場合には、同号イに規定する親族が当該事業を営んでいるものとして取り扱う。

(注) 事業を営んでいるかどうかは、会社等に勤務するなど他に職を有し、又は当該事業の他に主たる事業を有している場合であっても、その事業の事業主となっている限りこれに当たるのであるから留意する。

(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲)

69の4 - 20 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち当該居住の用に供されていた部分が措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等の要件に該当し、かつ、当該居住の用に供されていた部分が1棟の建物に係るものである場合は、当該宅地等のうち同項第1号に掲げる特定事業用宅地等、同項第3号に掲げる国営事業用宅地等、又は同項第4号に掲げる特定同族会社事業用宅地等のいずれかに該当する部分以外のすべての部分が同項第2号に掲げる特定居住用宅地等に該当するのであるから留意する。

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲)</u></p> <p>69の4 - 21 措置法第69条の4第3項第2号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者とは、当該被相続人に係る相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいうのであるから留意する。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下69の4 - 21において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下69の4 - 21において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいうものとする。</p> <p>なお、同号イに規定する親族で、被相続人の居住に係る共同住宅(その全部を被相続人又は被相続人の親族が所有するものに限る。)の独立部分のうち被相続人が当該相続の開始の直前において居住の用に供していた独立部分以外の独立部分に居住していた者がいる場合(当該被相続人の配偶者又は当該被相続人が居住の用に供していた独立部分と共に起居していた当該被相続人の民法(明治29年法律第89号)第5編第2章に規定する相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)がいない場合に限る。)において、その者について同号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者に当たる者であるものとして申告があったときは、これを認めるものとする。</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第2号ロに規定する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族についても、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>(新設)</p>

(「その者の配偶者」の意義)

69の4 - 22 措置法第69条の4第3項第2号口に規定する「その者の配偶者」  
とは、相続の開始の直前において同号に規定する親族の配偶者である者をい  
うものとする。

(新設)

(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)

69の4 - 23 措置法第69条の4第3項第4号に規定する法人の事業の用に供さ  
れていた宅地等とは、次に掲げる宅地等のうち同号に規定する法人の事業の  
用に供されていたものをいうものとする。

(新設)

(1) 当該法人に貸し付けられていた宅地等(当該貸付けが同条第1項に規定  
する事業に該当する場合に限る。)

(2) 当該法人の事業の用に供されていた建物等で、被相続人が所有していた  
もの又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が所有してい  
たもの(当該親族が当該建物等の敷地を被相続人から無償で借り受けてい  
た場合における当該建物等に限る。)で、当該法人に貸し付けられていた  
もの(当該貸付けが同項に規定する事業に該当する場合に限る。)の敷地  
の用に供されていたもの

(法人の社宅等の敷地)

69の4 - 24 措置法第69条の4第3項第4号の要件の判定において、同号に規  
定する法人の社宅等(被相続人等の親族のみが使用していたものを除く。)  
の敷地の用に供されていた宅地等は、当該法人の事業の用に供されていた宅  
地等に当たるものとする。

(新設)

(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)

69の4 - 25 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の4第1項に規定する  
特例対象宅地等(以下69の5 - 15までにおいて「特例対象宅地等」とい

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>う。)の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5 - 15までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4 - 25において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものとして取り扱うことができる。</p> <p>(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合)</p> <p>69の4 - 26 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に特例対象宅地等の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない特例対象宅地等又は措置法令第40条の2第3項に規定する特例対象株式等若しくは特例対象山林があるときであっても、当該分割された特例対象宅地等の全部又は一部について、措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるために同条第5項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された特例対象宅地等について同条の規定による更正の請求をすることはできないのであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p>

[ 措置法第69条の5 ((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係 ]

(新設)

( 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の特定同族会社株式等 )

(新設)

69の5 - 1 措置法第69条の5 第2項第3号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資 (以下69の5 - 1において「特例対象株式等」という。) に係る法人が2以上ある場合の同号に規定する特定同族会社株式等 (以下69の5 - 4までにおいて「特定同族会社株式等」という。) とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数 (以下69の5 - 8までにおいて「株数等」という。) のうち各法人の発行済株式の総数又は出資金額若しくは出資の総口数 (以下69の5 - 8までにおいて「発行済株式の総数又は出資の総口数等」という。) の3分の1に達するまでの部分をいうのであるから留意する。

(注) 措置法第69条の5 第2項第6号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの当該部分の価額の合計額のうち3億円以下の部分であるから留意する。

( 議決権に制限のある株式等 )

(新設)

69の5 - 2 措置法規則第23条の2の2 第3項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第4項に規定する議決権に制限のある出資 (以下69の5 - 8までにおいて「議決権に制限のある株式等」という。) は、特定同族会社株式等に該当しないことから、措置法第69条の5 第1項の規定の適用はないのであるから留意する。

( 議決権に制限のある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定 )

(新設)

69の5 - 3 措置法第69条の5 第2項第3号に規定する被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた同項第1号に規定する特定株式 (以下



改 正 後	改 正 前
<p>69の5 - 8までにおいて「特定株式」という。)又は同項第2号に規定する特定出資(以下69の5 - 8までにおいて「特定出資」という。)が特定同族会社株式等に該当するかどうかを判定する場合においては、議決権に制限のある株式等があるときであっても、同項第3号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資金額」、同号イに規定する「特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額」並びに「発行済株式の総数又は出資金額」及び同号ロの(1)に規定する「発行済株式の総数」若しくは(2)に規定する「出資の総口数」から当該議決権に制限のある株式等の株数等を控除しないのであるから留意する。</p> <p>(特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定)</p> <p>69の5 - 4 措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下「財産評価基本通達」という。)の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一法人の特定株式又は特定出資を被相続人から相続又は遺贈により取得した者(措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資を取得した者に限る。)が2人以上いる場合において、財産評価基本通達の定めにより各人が算定した当該特定株式の1株当たりの価額又は特定出資の1口当たりの価額が異なっていたときには、当該異なる価額のうち最も低い価額を当該特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</p> <p>(注)当該特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定に当たり、財産評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法が適用されることはないのであるから留意</p>	<p>(新設)</p>

する。

(特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の10億円未満の判定)

69の5 - 5 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定株式又は特定出資(措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資に限る。)に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定は、当該特定株式又は特定出資に係る各法人ごとに、その発行済株式の総数又は出資の総口数等に当該相続開始の時ににおける当該特定株式の1株当たりの時価又は当該特定出資の1口当たりの時価を乗じて得た金額(以下69の5 - 6までにおいて「法人の発行済株式の総数に1株当たりの時価を乗じて得た金額等」という。)を求め、各法人ごとに求めた当該金額を合計した金額により行うのであるから留意する。

(注) 同号イの要件を満たさない特定株式又は特定出資であっても、措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たすもの(69の5 - 8参照)については、措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定の対象に含まれるのであるから留意する。

(自己株式等を有している場合の10億円未満の判定)

69の5 - 6 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定株式又は特定出資(措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資に限る。)に係る法人のうち商法(明治32年法律第48号)第241条第2項に規定する自己株式又は有限会社法(昭和13年法律第74号)第41条において準用する商法第241条第2項の適用を受ける出資(以下69の5 - 6において「自己株式等」という。)を有している法人がある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の(1)又は(2)に規定する合計額の計算は、当該自己株式等を有している法人の発行済株式の総数に1株当たりの時価を乗じて得た金額等に代えて当該相続開始の時ににおける当該法人の純資産価額から評

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>価差額に対する法人税額等相当額を控除した金額（平成2年12月27日付直評23ほか1課共同「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の別紙1の「第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」の「3. 1株当たりの純資産価額の計算」欄の欄に記載する金額をいう。）により行って差し支えないものとする。</u></p> <p><u>（払戻請求権がある場合の10億円未満の判定）</u></p> <p><u>69の5 - 7 措置法令第40条の2の2第11項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>（措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資）</u></p> <p><u>69の5 - 8 措置法令第40条の2の2第4項に規定する要件を満たす特定株式又は特定出資とは、次に掲げるすべての要件を満たす者が相続又は遺贈により取得した特定株式又は特定出資（議決権に制限のある株式等を除く。）をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等の50%以上を有している同族関係者グループ（当該法人の株主の1人又は社員の1人及び当該株主又は社員と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下69の5 - 8において同じ。）に属する株主又は社員であること。</u></p> <p><u>(2) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等の5%以上を有している株主又は社員</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

であること。

(注) 上記(1)及び(2)の持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。

- 1 同族関係者グループ又は当該同族関係者グループに属する株主若しくは社員が有する特定株式又は特定出資の株数等は、当該相続又は遺贈により当該特定株式又は特定出資を取得した後の当該特定株式又は特定出資の株数等によること。
- 2 特定株式又は特定出資の株数等及び当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。

(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)

69の5 - 9 措置法第69条の5第2項第6号口に掲げる特定事業用資産(以下69の5 - 12までにおいて「特定事業用資産」という。)とは、同項第4号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5 - 12までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。

- (1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定(以下69の5 - 12までにおいて「市町村長等の認定」という。)を受けていた森林法(昭和26年法律第24号)第11条第1項に規定する森林施業計画(以下69の5 - 12までにおいて「森林施業計画」という。)の定められていた区域内に存するものであること。
- (2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5 - 12までにおいて「申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>___ <u>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</u></p> <p>___ <u>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から申告期限までの間に森林法第12条の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条の規定を含む。次の において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</u></p> <p>___ <u>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第5項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5 - 9において「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</u></p> <p>___ <u>被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</u></p> <p>___ <u>被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当</u></p>	

該被相続人の親族が当該相続の開始の時から申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画

— 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画

(3) 申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。

(注) 被相続人に係る相続開始の時から申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。

(共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画)

69の5 - 10 措置法第69条の5第2項第6号口、措置法令第40条の2の2第5項各号及び同条第6項に規定する森林施業計画には、被相続人が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族が他の個人(当該被相続人を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)</u></p> <p>69の5 - 11 <u>措置法令第40条の2の2第6項に規定する「相続開始の時から申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「被相続人に係る申告期限を経過する時において現に効力を有する森林施業計画」(以下69の5 - 11において「効力を有する森林施業計画」という。)</u>が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、<u>特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相続開始の時から申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の特定事業用資産相続人等の判定)</u></p> <p>69の5 - 12 <u>被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈(措置法令第40条の2の2第12項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。)</u>により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5 - 12において「旧計画」という。)の効力が当該相続の開始の時から申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5 - 12において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を</p>	<p>(新設)</p>

有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第5号二の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き旧計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。

（注）上記の取扱いは、特定森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がないのであるから留意する。

（共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合）

69の5 - 13 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第6号に規

いう。）の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続（以下69の5 - 13において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうちいずれか（当該被相続人の親族に限る。）が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その

（新設）



改 正 後	改 正 前
<p><u>特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものと取り扱うことができる。</u></p> <p><u>(申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合)</u></p> <p>69の5 - 14 <u>相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に特定事業用資産の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等があるときであっても、当該分割された特定事業用資産の全部又は一部について、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるために同条第6項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された特定事業用資産について同条の規定による更正の請求をすることはできないのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</u></p> <p>69の5 - 15 <u>相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第7項及び措置法令第40条の2第10項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承</u></p>	<p>(新設)</p>

認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。

(注) 措置法令第40条の2の2第8項各号かっこ書及び措置法令第40条の2第11項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。

[ 措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係 ]

(新設)

(日本道路公団等の公法人に対する贈与)

(新設)

70 - 1 - 1 措置法第70条第1項に規定する「国」には、日本道路公団等のように政府の出資により設立された公団等の公法人を含まないものとし、同項に規定する「地方公共団体」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3((地方公共団体の種類))に規定する地方公共団体をいい、地方公共団体の出資により設立された法人は、これに含まれないことに留意する。

(注) 地方自治法第1条の3に規定する「地方公共団体」とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

(後援会等に対する贈与)

(新設)

70 - 1 - 2 公立の学校等国又は地方公共団体の設置する施設の建設又は拡張等の目的をもって設立された後援会等に対する財産の贈与であっても、その贈与財産が最終的に国又は地方公共団体に帰属し、又は帰属することが明らかなる場合には、当該贈与は、措置法第70条第1項に規定する国又は地方公共団体に対する贈与に該当するものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(公益法人設立のための財産の提供)</u></p> <p>70 - 1 - 3 措置法第70条第1項の規定は、<u>財産の贈与の時に現に存する同項に規定する政令で定める法人に対する贈与について適用がある</u>のであり、<u>同項に規定する政令で定める法人を設立するための寄附行為その他の財産の提供については、適用がない</u>のであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特定非営利活動法人に対する贈与)</u></p> <p>70 - 1 - 4 措置法第70条第10項の規定は、<u>財産の贈与の時に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち措置法第66条の11の2第2項に規定する国税庁長官の認定を受けているもの(当該認定の有効期間が終了したものを除く。以下70 - 1 - 13までにおいて「認定特定非営利活動法人」という。)</u>について適用があることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</u></p> <p>70 - 1 - 5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「<u>相続又は遺贈により取得した財産</u>」には、<u>相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第4条((贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合))及び第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))までの規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産を含み、相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産で、相続税法第19条の規定によりその価額が相続税の課税価格に加算されるものは含まない</u>のであるから留意する。</p> <p>なお、<u>相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2</u></p>	<p>(新設)</p>

号の規定の適用がある退職手当金等（以下70 - 3 - 1までにおいて「退職手当金等」という。）の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「同法第3条の2」とあるのは「同法第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書。」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書。」として措置法第70条第1項の規定を適用することに取り扱うものとする。

（相続財産たる家屋の火災保険金等）

70 - 1 - 6 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」とは、相続又は遺贈により取得した財産そのものをいうのであるが、当該財産が、例えば、次の(1)のイからトまでに掲げる場合に該当して取得したそれぞれに掲げる財産は「相続又は遺贈により取得した財産」に該当するものとして取り扱う。したがって、当該財産が次の(2)のイ又はロに掲げる場合に該当して取得したそれぞれに掲げる財産は、これに該当しないものとする。

(1) 「相続又は遺贈により取得した財産」に該当する財産

イ 相続又は遺贈により取得した建物等が火災により焼失した場合において、当該焼失に伴って取得した火災保険金（被相続人又は遺贈者（死因贈与による贈与者を含む。）が契約者であるものに限る。）

ロ 相続又は遺贈により取得した財産について措置法第33条の4第1項（（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除））に規定する「収用交換等」による譲渡があった場合において、当該収用交換等に伴い取得した財産

ハ 相続又は遺贈により取得した株券発行前の株式又は新株引受権（株式の引受けによる権利を含む。）について新株の割当て又は交付があった場合において、当該割当て又は交付により取得した新株式（当該新株式

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>の払込金額が旧株式の取得者である相続人等により負担されたものである場合における当該相続人等の払込金額に係る部分を除く。)</u></p> <p>ニ <u>相続又は遺贈により取得した株式等の発行人について合併若しくは分割又は解散があった場合において、当該合併若しくは分割又は解散により取得した株式、金銭等</u></p> <p>ホ <u>相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券について信託期間が満了した場合において、当該満了により取得した金銭</u></p> <p>ヘ <u>相続又は遺贈により取得した貸付金債権について弁済期限が到来した場合において、当該弁済により取得した金銭</u></p> <p>ト <u>相続又は遺贈により取得した預貯金の払戻しを受けた場合において、当該払戻しを受けた金銭</u></p> <p>(S) 「<u>相続又は遺贈により取得した財産</u>」に該当しない財産</p> <p>イ <u>相続又は遺贈により取得した財産について譲渡があった場合において当該譲渡により取得した財産((1)の口の収用交換等に伴い取得した財産を除く。)</u></p> <p>ロ <u>相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券について信託契約の解約があった場合において、当該解約により取得した金銭</u></p> <p><u>(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)</u></p> <p><u>70 - 1 - 7 70 - 1 - 6 ((相続財産たる家屋の火災保険金等))の(1)のイからトまでに掲げる財産の贈与について措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用する場合には、同項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額は、当該贈与財産に係る従前の財産(相続又は遺贈により取得した財産をいい、当該贈与財産が当該贈与財産に係る従前の財産の一部で</u></p>	<p>(新設)</p>

あると認められる場合には、その従前の財産のうち当該贈与財産に対応する部分)の価額によるのであるから留意する。

(相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡した場合)

(新設)

70 - 1 - 8 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得財産を国、地方公共団体、措置法第70条第1項に規定する政令で定める法人又は認定特定非営利活動法人(以下70 - 1 - 10までにおいて「国等」という。)に対して著しく低い価額の対価で譲渡した場合には、当該財産のうち、当該財産の相続税の課税価格の計算の基礎となる価額から譲渡の対価の額を控除した金額に相当する部分については、同条第1項又は第10項に規定する贈与があったものとして取り扱う。

(香典返しに代えてする贈与)

(新設)

70 - 1 - 9 相続又は遺贈により財産を取得した者が、甲問者に対する香典返しとしてする物品の供与に代え、香典として取得した金銭等の全部又は一部を国等に贈与した場合におけるその金銭等の贈与については、措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用はないのであるから留意する。

(被相続人の意思に基づいてする財産の贈与)

(新設)

70 - 1 - 10 相続又は遺贈により財産を取得した者がしたその取得財産の国等に対する贈与については、措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がない場合においても、当該贈与がその者に係る被相続人又は遺贈者の意思に基づいてなされたものについては、昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」通達の適用があることに留意する。

(「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>70 - 1 - 11 <u>措置法第70条第1項に規定する「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合については、昭和39年6月9日付直審（資）24ほか1課共同「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」通達の記の第2の14に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合）</u></p> <p>70 - 1 - 12 <u>措置法第70条第1項又は第10項の規定は、たとえ同条第5項に規定する書類の提出があった場合であっても、税務署長において同条第1項又は第10項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>（「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義）</u></p> <p>70 - 1 - 13 <u>措置法第70条第2項又は第10項の規定により準用する同条第2項の規定の適用に当たり、同項の贈与により取得した財産が公益を目的とする事業の用に供されているかどうかの判定は、贈与財産が、その贈与の目的に従って当該公益法人の行う公益を目的とする事業（認定特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する事業をいう。以下70 - 1 - 13において同じ。）の用に供されているかどうかによるものとし、贈与財産が贈与時のままでその用に供されているかどうかは問わないものとする。したがって、例えば、同条第1項に規定する政令で定める法人の建物その他の施設の取得資金に充当する目的で贈与された金銭がそれらの施設の取得資金に充当され、又は、配当金その他の果実を当該法人の行う公益を目的とする事業の用に供する目的で贈与された株式その他の財産の収益が当該法人の当該事業の用に供されていることが、それらの財産の管理、運用</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の状況等から確認できるときは、これらの贈与財産は、いずれも当該法人の公益を目的とする事業の用に供されているものとして取り扱うものであるから留意する。

(「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」の意義)

(新設)

70 - 1 - 14 措置法第70条第2項に規定する「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」とは、贈与による取得財産をその公益を目的とする事業の用に供した日以後贈与の日から2年を経過した日まで引き続き当該事業の用に供している場合以外の場合(当該財産を当該贈与の日から2年を経過した日までの間に当該公益を目的とする事業以外の事業の用に供した場合を含む。)をいうものとする。

[ 措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係 ]

(新設)

(保険金又は退職手当金等)

(新設)

70 - 3 - 1 措置法第70条第3項に規定する相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭には、相続税法第3条第1項第1号又は第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた保険金又は退職手当金等として取得した金銭を含むものとする。

なお、相続税の申告書の提出期限後において、退職手当金等の支給の確定があったときにおける当該退職手当金等については、70 - 1 - 5 ((「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲))の後段の取扱いに準じて取り扱うものとする。



改 正 後	改 正 前
<p><u>(「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲)</u></p> <p><u>70 - 3 - 2 措置法第70条第3項に規定する相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭には、次に掲げる場合に該当して取得したそれぞれに掲げる金銭を含むものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券について信託期間が満了した場合において、当該満了により取得した金銭</u></p> <p>(2) <u>相続又は遺贈により取得した貸付金債権について弁済期限が到来した場合において、当該弁済により取得した金銭</u></p> <p>(3) <u>相続又は遺贈により取得した預貯金の払戻しを受けた場合において、当該払戻しを受けた金銭</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金銭の額)</u></p> <p><u>70 - 3 - 3 70 - 3 - 2 ((「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲))に掲げる金銭の支出について措置法第70条第3項の規定を適用する場合においては、同項の規定により相続税の課税価格に算入しない金銭の額は、当該金銭に係る従前の財産(相続又は遺贈により取得した財産をいい、当該金銭が当該金銭に係る従前の財産の一部であると認められる場合には、その従前の財産のうち当該金銭に対応する部分)の価額によるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条第1項の規定の取扱いの準用)</u></p> <p><u>70 - 3 - 4 70 - 1 - 9 ((香典返しに代えてする贈与))及び70 - 1 - 12((相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合))の取扱いは、措置法第70条第3項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

[ 措置法第70条の3 ((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係 ]

(新設)

(居住の用に供したとき等)

(新設)

70の3 - 1 措置法第70条の3第1項に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第1項に規定する住宅取得資金(以下70の3 - 15までにおいて「住宅取得資金」という。)の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋の新築等をした者が、当該住宅用家屋を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族(以下70の3 - 1において「生計を一にする親族」という。)と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるとき(その贈与を受けた年の翌年の12月31日までに、当該親族が当該住宅用家屋を居住の用に供していない場合を除く。)で、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。

なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第10項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている措置法規則第23条の6第7項第1号二に掲げる書類にあっては、住宅取得資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第2号八に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供す

改 正 後	改 正 前
<p><u>ること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</u></p> <p>(注) 1 <u>上記の取扱い、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>措置法第70条の3第5項に規定する「その者の居住の用に供している家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</u></p> <p>3 <u>住宅取得資金の贈与を受けた者が、措置法第70条の3第2項第4号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかについては、上記に準じて判定して差し支えない。</u></p> <p><u>(住宅用家屋の新築等とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</u></p> <p>70の3-2 <u>措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利とは、住宅用家屋の新築の場合にあっては、家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約又は家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地又は土地の上に存する権利(以下70の3-10までにおいて「土地等」という。)をいい、住宅用家屋の取得の場合にあっては、家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(父等の範囲)</u></p> <p>70の3-3 <u>措置法第70条の3第1項に規定する「当該特定受贈者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」又は同条第5項に規定する「その者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」には、養親及びその養親の父母は含まれるが、</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

次に掲げるものはこれに含まれないのであるから留意する。

(1) 当該個人の配偶者の父母及びその祖父母（民法第727条（縁組による親族関係の発生）に規定する親族関係がある場合を除く。（2）において同じ。）

(2) 当該個人のその親が養子の縁組により養子となる前に出生した子である場合のその親の養親

(3) 当該個人が民法第817条の2第1項（特別養子縁組の成立）に規定する特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の祖父母

（床面積の意義）

70の3 - 4 措置法令第40条の5第1項第1号に規定する家屋の床面積とは、家屋の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）をいい、その家屋が2以上の階を有する家屋であるときは、各階の床面積の合計となる。

また、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積とは、建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

（注） 1 措置法令第40条の5第9項及び第10項第2号に規定する床面積についても、上記に準じて取り扱う。

2 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の床面積は含まれない。

（店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定）

70の3 - 5 措置法令第40条の5第1項に規定する床面積基準の判定に当たり、次に掲げる家屋については、それぞれに掲げる床面積により行うのであ

（新設）

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>るから留意する。</u></p> <p>(1) <u>その一部が住宅取得資金の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されている家屋（措置法令第40条の5第1項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3 - 5において同じ。）</u>  <u>当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めた家屋全体の床面積</u></p> <p>(2) <u>2人以上の者で共有されている家屋</u>  <u>当該家屋全体の床面積</u></p> <p>(注) <u>措置法令第40条の5第9項及び第10項第2号に規定する床面積基準の判定についても、上記に準じて行う。</u></p> <p><u>（定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合）</u></p> <p><u>70の3 - 6 借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条（定期借地権）及び第23条（建物譲渡特約付借地権）に規定する借地権をいう。以下70の3 - 6において「定期借地権等」という。）の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等（以下70の3 - 6において「保証金等」という。）の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率（財産評価基本通達4 - 4（基準年利率）に定める年利率をいう。以下70の3 - 6において同じ。）未満の利率（以下70の3 - 6において「約定利率」という。）による利息の支払いがあるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第70条の3第1項又は第5項に規定する土地の上に存する権利の取得の対価に該当するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>

(算式)

$$\begin{aligned} & \frac{\text{保証金等の額に相当する金額(a)}}{\text{保証金等の額に相当する金額(a)}} - \left( \left[ \frac{\text{定期借地権等の設定期間}}{\text{年数に応じる基準年利率}} \right] \times \text{(a)} \times \frac{\text{定期借地権等の設定期間}}{\text{年数に応じる基準年利率}} \right) \\ & + \left( \left[ \frac{\text{定期借地権等の設定期間}}{\text{年数に応じる基準年利率}} \right] \times \text{(a)} \times \text{約定利率} \times \frac{\text{定期借地権等の設定期間}}{\text{年数に応じる基準年利率}} \right) \end{aligned}$$

(住宅用家屋の取得の意義)

70の3 - 7 措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の取得とは、売主から住宅用家屋の引渡しを受けたことをいうものとする。したがって、いわゆる建売住宅や分譲マンションについては、売買契約が締結されている場合又はこれらの建物が措置法規則第23条の6第4項に規定する新築に準ずる状態にある場合であっても、その引渡しを受けていない限り、措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の取得には該当しないことに留意する。

(措置法第35条第1項に規定する居住用財産の譲渡がある場合の所得要件)

70の3 - 8 措置法第70条の3第2項第2号に規定する要件を満たすかどうかの判定は、その者の住宅取得資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第2条第1項第30号の合計所得金額(以下70の3 - 8及び70の3 - 15において「合計所得金額」という。)により行うのであるが、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる金額の合計額(当該合計額が3,000万円を超えるときは、3,000万円)を合計所得金額から控除した金額(以下70の3 - 8及び70の3 - 15において「合計所得金額から特別控除額を控除した金額」という。)によることに留意する。

(1) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に措置法第35条

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>第1項((<u>居住用財産の譲渡所得の特別控除</u>))に規定するその居住の用に供している家屋の譲渡若しくは当該家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡(以下70の3-8及び70の3-15において「<u>居住の用に供されている家屋等の譲渡</u>」という。)をした場合又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったものの譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったものとともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡(以下70の3-8及び70の3-15において「<u>居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡</u>」という。)をした場合において、その譲渡について措置法第35条第1項の規定の適用を受けたとき</p> <p>その譲渡に係る措置法第35条第1項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額</p> <p>(注) <u>居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡には、その者が居住の用に供している家屋又は居住の用に供されなくなった家屋を取り壊した後にするその家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡(その取り壊し後、当該土地等の上にその土地等の所有者が建物等を建築し、当該建物等とともに譲渡するものを除く。)</u>で、次に掲げるすべての要件を満たすものを含むものとして取り扱う(以下70の3-8及び70の3-15において同じ。)</p> <p>— <u>当該土地等の譲渡に関する契約が、その家屋を取り壊した日から1年以内に締結されていること。</u></p> <p>— <u>その家屋を取り壊した後譲渡に関する契約を締結した日まで、貸付けその他の用に供していない当該土地等の譲渡であること。</u></p> <p>(2) <u>住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されている家屋等の譲渡又は居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡</u></p>	

(その家屋等の譲渡は、当該個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間になされたものに限る。)をした場合において、その譲渡について措置法第33条の4の規定の適用を受けたとき

その譲渡に係る措置法第33条の4第1項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額(これらの金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)

- (2) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(5)に掲げる家屋等の譲渡をした場合において、その譲渡について措置法第31条((長期譲渡所得の課税の特例))又は同法第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))の規定の適用を受けたとき

その譲渡について措置法第35条第1項の規定を適用するとした場合における同項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額

- (4) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡(その家屋等は、その贈与を受けた日前5年以内において当該個人の居住の用に供されていたもので、かつ、その譲渡は、当該個人の居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日後になされたものに限る。)をした場合

その譲渡について措置法第35条第1項の規定を適用するとした場合における同項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額

- (注) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(5)に掲げる家屋等の譲渡をした場合において、その譲渡について措置法第34条第1項((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))又は同法第34条の2第1項((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))の規定の適用を受けたときに



改 正 後	改 正 前
<p><u>は、措置法第41条の規定の適用を受けない限り、上記の判定は、合計所得金額により行うことになるのであるから留意する。</u></p>	
<p>(「その者の配偶者」の意義)  <u>70の3 - 9 措置法第70条の3第2項第4号イ及びロに規定する「その者の配偶者」とは、住宅取得資金の贈与を受けた時におけるその者の配偶者をいうのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p>(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋を滅失させた場合)  <u>70の3 - 10 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、措置法第70条の3第2項第4号ロに規定する「住宅用の家屋及び土地」のうち住宅用の家屋を滅失させ、その家屋の敷地の用に供されていた土地等(その者又はその配偶者の所有に係るものに限る。)をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡をしていない場合(その贈与を受けた年の翌年の3月15日までに、その土地等に同条第1項の規定の適用を受けるその者の住宅用家屋の新築(措置法規則第23条の6第4項に規定する準ずる状態を含む。)をしている場合を除く。)には、措置法第70条の3第1項又は第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p>(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等を贈与又は特殊関係者に譲渡した場合)  <u>70の3 - 11 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、その贈与の日前5年前の応答日からその贈与を受けた年の12月31日まで(措置法第70条の3第3項の規定の適用を受ける場合には、その贈与を受けた年の翌年の12月</u></p>	(新設)

31日まで)の間に、同条第2項第4号口に規定する「住宅用の家屋及び土地」を贈与又は措置法令第40条の5第5項各号に掲げるその者と特別の関係のある者に譲渡をした場合には、措置法第70条の3第1項又は第3項の規定の適用はないのであるから留意する。

(特殊関係者に対する譲渡の判定時期)

70の3 - 12 措置法第70条の3第2項第4号口に規定する譲渡が措置法令第40条の5第5項各号に掲げる者に対する譲渡に該当するかどうかは、当該譲渡をした時において判定する。ただし、当該譲渡が同項第2号に規定する「当該個人と当該家屋に居住をするもの」に対する譲渡に該当するかどうかは、当該譲渡がされた後の状況により判定する。

(同居の親族)

70の3 - 13 措置法令第40条の5第5項第2号に規定する「当該個人の親族で当該個人が居住の用に供していた家屋の譲渡がされた後当該個人と当該家屋に居住をするもの」とは、住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者により当該家屋(その敷地の用に供されている土地等を含む。)の譲渡がされた後において、住宅取得資金の贈与を受けた者及び当該家屋の譲受者である当該個人の親族(当該個人の配偶者及び直系血族並びに当該譲渡の時ににおいて当該個人と生計を一にしている親族を除く。)が共に当該家屋に居住する場合における当該譲受者をいうことに留意する。

(「個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)

70の3 - 14 措置法令第40条の5第5項第4号に規定する「当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」とは、当該個人から給付を受ける金銭その他の財産又は給付を受けた金銭その他の財産の運用に

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>よって生ずる収入を日常生活の資の主要部分としている者をいうのであるが、当該個人から離婚に伴う財産分与、損害賠償その他これらに類するものとして受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者は含まれないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(住宅取得資金の贈与を受けた日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等の全部又は一部をその贈与を受けた年の翌年に譲渡した場合の所得要件)</u></p> <p><u>70の3 - 15 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、措置法第70条の3第2項第4号口に規定するすべての住宅用の家屋及び土地(以下70の3 - 15において「すべての住宅用の家屋等」という。)をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡(同号口に規定する譲渡をいう。以下70の3 - 15において同じ。)をした場合(その贈与を受けた年の12月31日までにすべての住宅用の家屋等の譲渡をした場合を除く。)又は譲渡をする見込みである場合において、同条第3項の規定の適用を受けるためには、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を満たさなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されている家屋等の譲渡又は居住の用に供されなくなった家屋等(その家屋等は、その贈与の日前5年以内に当該個人の居住の用に供されていたものに限る。)の譲渡をした場合</u></p> <p><u>次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</u></p> <p><u>その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下であり、かつ、その翌年の年分のその者の合計所得金額又は合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下となる見込みであること。</u></p>	<p>(新設)</p>

その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下であり、かつ、その翌年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下となる見込みであること。

(2) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(1)に掲げる家屋等の譲渡をしていない場合又は措置法第70条の3第2項第4号口に規定する譲渡に含まれる住宅用の家屋を滅失させた場合（その贈与を受けた年に上記(1)に掲げる家屋等の譲渡をしていない場合に限る。）

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下であること。

その贈与を受けた年の翌年の年分のその者の合計所得金額又は合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下となる見込みであること。

（店舗兼住宅等の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定）

70の3 - 16 措置法第70条の3第6項第1号に規定する工事に要した費用の額（以下70の3 - 16において「当該工事に要した費用の額」という。）の判定は、家屋の増改築等の工事に要した費用の総額により行うのであるから留意する。

(注) 1 その家屋（措置法令第40条の5第8項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3 - 16において同じ。）の一部が措置法第70条の3第5項に規定する住宅増改築資金の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されているもの又は供されるものである場合には、当該工事に要した費用の額には、その居住の用に供されていない部分又は供されない部分の工事に要した費用の額も含まれることに留意する。

2 その家屋が2人以上の者で共有されているものにあつては、住宅

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p>増改築資金の贈与を受けた者以外の共有者の共有持分の部分の工事に要した費用の額も当該工事に要した費用の額に含まれることに留意する。</p> <p>( 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類 )</p> <p>70の3 - 17 措置法規則第23条の6第5項第1号イからハまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の3第5項の規定により準用する同条第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、木造以外の住宅に係る工事にあつては一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）が、平成13年3月30日付国土交通省告示第399号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第8項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第3号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうのであるから留意する。</p> <p>( 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていたすべての家屋等をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡していない場合等の修正申告等に係る延滞税 )</p> <p>70の3 - 18 措置法第70条の3第4項の規定の適用により、同条第1項の規定の適用を受けることができないこととなった者から同条第13項に規定する修正申告書の提出があった場合又はその修正申告書の提出がなかったことによりその者について同条第14項の規定により更正をした場合において、当該修</p>	<p>( 新設 )</p> <p>( 新設 )</p>

正申告書の提出又は当該更正による納付すべき税額に対する延滞税の額は、相続税法第33条((納付))に規定する納期限の翌日を起算日として計算するのであるから留意する。

[ 措置法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]

(農地又は採草放牧地の意義)

70の4 - 1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの以外のものをいう。

(1) 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるものが含まれるものとする。ただし、現に耕作されている土地であっても、いわゆる家庭菜園や通常であれば耕作されないと認められる土地、例えば、運動場、工場敷地等を一時、耕作しているものは、農地に該当しないことに留意する。

(注)1 上記において、「耕作」とは、土地に労資を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいい、肥培管理とは、作物の生育を助けるため、その土地及びそこに植栽される作物について行う耕うん、整地、播種、かんがい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業をいう。

2 上記において、「現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるもの」とは、70の4 - 12 ((贈与者の農業の用に供している農地及び採草放牧地))の(1)ないし

[ 法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]

(農地又は採草放牧地の意義)

1 租税特別措置法(以下「法」という。)第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの以外のものをいう。

(1) 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現に耕作されていない土地のうちその現状が耕作し得る状態にあり、通常であれば耕作されていると認められるものが含まれる。ただし、現に耕作されている土地であっても、いわゆる家庭菜園や通常であれば耕作されないと認められる土地、例えば、運動場、工場敷地等を一時、耕作しているものは、農地に該当しないことに留意する。

(注) 上記において、「耕作」とは、土地に労資を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいい、肥培管理とは、作物の生育を助けるため、その土地及びそこに植栽される作物について行う耕うん、整地、播種、かんがい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業をいう。

改 正 後	改 正 前
<p>(3)に掲げる土地その他通常であれば耕作されていると認められる土地をいう。</p> <p>(2) 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。<u>この場合、農地以外の土地で主として採草又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されている土地のほか、現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるものが含まれるものとする。</u></p> <p>なお、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地であっても、肥培管理が行われているものは、農地に該当し、採草放牧地には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 上記において、「養畜」とは、家畜、家きん、毛皮獣などの生産、育成、肥育、採卵又は採乳を行うことをいう。</p> <p>2 上記において、「現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるもの」とは、70の4 - 12の(1)ないし(3)に掲げる土地その他通常であれば主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されていると認められる土地をいう。</p> <p>(特定市街化区域農地等の範囲)</p> <p>70の4 - 2 措置法第70条の4第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」(以下「特定市街化区域農地等」という。)とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項((市街化区域及び市街化調整区域))に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日におい</p>	<p>(2) 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。<u>したがって、採草の目的に供される土地であっても、肥培管理が行われているものは、農地に該当し、採草放牧地には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>(注) 上記において「養畜」とは、家畜、家きん、毛皮獣などの生産、育成、肥育、採卵又は採乳を行うことをいう。</p> <p>(特定市街化区域農地等の範囲)</p> <p>1の2 法第70条の4第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」(以下「特定市街化区域農地等」という。)とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項((市街化区域及び市街化調整区域))に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において次表に</p>

て次表に掲げる市（東京都の特別区を含む。）の区域内にあるもののうち措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等（以下「都市営農農地等」という。）に該当するもの以外のものをいうのであるから留意する。

区分	都府県名	都 市 名
首都圏 (106市)	茨城県 (5市)	竜ヶ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市
	埼玉県 (36市)	川口市、川越市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、桶川市、新座市、朝霞市、鳩ヶ谷市、入間市、久喜市、北本市、上福岡市、富士見市、八潮市、蓮田市、三郷市、坂戸市、幸手市
	東京都 (27市)	特別区、武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、狛江市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、保谷市、田無市、秋川市
	千葉県 (19市)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、君津市、富津市、八千代市、浦安市、鎌ヶ谷市、流山市、我孫子市、四街道市
	神奈川県 (19市)	(横浜市)、(川崎市)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市
中部圏 (28市)	愛知県 (26市)	(名古屋市)、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、知立市、高浜市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市
	三重県 (2市)	四日市市、桑名市
近畿圏 (58市)	京都府 (7市)	(京都市)、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、八幡市
	大阪府 (32市)	(大阪市)、守口市、東大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門

掲げる市（東京都の特別区を含む。）の区域内にあるものうち法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等（以下「都市営農農地等」という。）に該当するもの以外のものをいうのであるから留意する。

区分	都府県名	都 市 名
首都圏 (106市)	茨城県 (5市)	竜ヶ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市
	埼玉県 (36市)	川口市、川越市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、桶川市、新座市、朝霞市、鳩ヶ谷市、入間市、久喜市、北本市、上福岡市、富士見市、八潮市、蓮田市、三郷市、坂戸市、幸手市
	東京都 (27市)	特別区、武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、狛江市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、保谷市、田無市、秋川市
	千葉県 (19市)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、君津市、富津市、八千代市、浦安市、鎌ヶ谷市、流山市、我孫子市、四街道市
	神奈川県 (19市)	(横浜市)、(川崎市)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市
中部圏 (28市)	愛知県 (26市)	(名古屋市)、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、知立市、高浜市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市
	三重県 (2市)	四日市市、桑名市
近畿圏 (58市)	京都府 (7市)	(京都市)、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、八幡市
	大阪府 (32市)	(大阪市)、守口市、東大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門



改 正 後

	真市、摂津市、泉南市、藤井寺市、交野市、四條畷市、高石市、大阪狭山市
兵庫県 (8市)	(神戸市)、 <del>尼崎市、西宮市、芦屋市</del> 、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県 (9市)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五条市、御所市、生駒市

(注)  は措置法第70条の4第2項第3号イに掲げる区域、( ) 書は同号ロに掲げる区域、その他は同号ハに掲げる区域に所在する市を示す。なお、 書は同号ハに掲げる区域のうち首都圏整備法(昭和31年法律第83号)の既成市街地又は近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)の既成都市区域に所在する市を示す。

(生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地)

70の4 - 3 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地」には、生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)による改正前の生産緑地法(昭和49年法律第68号)(以下「旧生産緑地法」という。)第3条第1項((第1種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第1種生産緑地地区及び同法第4条第1項((第2種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第2種生産緑地地区の区域内にある農地又は採草放牧地が含まれるのであるから留意する。

(注) 旧生産緑地法第4条第1項の規定により定められている第2種生産緑地地区に関する都市計画は、同条第2項の規定により当該都市計画の告示の日から起算して10年を経過した日において失効することとされているが、同法第5条第1項の規定により当該都市計画は、1回に限り、10年間延長することができることとされているのであるから留意する。

改 正 前

	真市、摂津市、泉南市、藤井寺市、交野市、四條畷市、高石市、大阪狭山市
兵庫県 (8市)	(神戸市)、 <del>尼崎市、西宮市、芦屋市</del> 、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県 (9市)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五条市、御所市、生駒市

(注)  は法第70条の4第2項第3号イに掲げる区域、( ) 書は同号ロに掲げる区域、その他は同号ハに掲げる区域に所在する市を示す。なお、 書は同号ハに掲げる区域のうち首都圏整備法の既成市街地又は近畿圏整備法の既成都市区域に所在する市を示す。

(生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地)

1の3 法第70条の4第2項第4号に規定する「都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地」には、生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)による改正前の生産緑地法(昭和49年法律第68号)(以下「旧生産緑地法」という。)第3条第1項((第1種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第1種生産緑地地区及び同法第4条第1項((第2種生産緑地地区に関する都市計画))の規定により定められている第2種生産緑地地区の区域内にある農地又は採草放牧地が含まれるのであるから留意する。

(注) 旧生産緑地法第4条第1項の規定により定められている第2種生産緑地地区に関する都市計画は、同条第2項の規定により当該都市計画の告示の日から起算して10年を経過した日において失効することとされているが、同法第5条第1項の規定により当該都市計画は、1回に限り、10年間延長することができることとされているのであるから留意する。

(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)

70の4 - 4 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第5条((買取申出書の様式))又は第6条((買取り希望の申出手続))に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長(東京都の特別区の区長を含む。)に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第8項第1号の場合においても同様とする。

なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。

(立毛、果樹等)

70の4 - 5 措置法第70条の4第1項に規定する「農地等」(以下「農地等」という。)には、これらの土地に栽培されている立毛、果樹等を含まないものであるから留意する。

(農業を営む個人等)

70の4 - 6 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」とは、耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行う個人をいう。したがって、個人が耕作若しくは養畜による生産物を自家消費に充てている場合又は会社、官庁等に勤務するなど他に職を有し若しくは他に主たる事業を有している場合であっても、その耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行っている限り、その者は農業を営む個人に該当する。

(生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの)

1の4 法第70条の4第2項第4号に規定する「生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、同法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第5条((買取申出書の様式))又は第6条((買取り希望の申出手続))に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長(東京都の特別区の区長を含む。)に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第40条の6第8項第1号の場合においても同様とする。

なお、法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。

(立毛、果樹等)

2 法第70条の4第1項に規定する「農地等」(以下「農地等」という。)には、これらの土地に栽培されている立毛、果樹等を含まないものであるから留意する。

(農業を営む個人等)

3 法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」とは、耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行う個人をいう。したがって、個人が耕作若しくは養畜による生産物を自家消費に充てている場合又は会社、官庁等に勤務するなど他に職を有し若しくは他に主たる事業を有している場合であっても、その耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行っている限り、その者は農業を営む個人に該当する。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p><u>70の4-7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) 贈与者が老齢又は病弱のため、当該贈与の日前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p><u>(注) 贈与者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するものであるときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 贈与者が農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第29条第2号((給付の種類))に規定する特例付加年金又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)附則第8条第1項に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、その者の親族に農業経営を移譲し</p>	<p>なお、同項に規定する受贈者が令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p><u>4 法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であっても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、(1)において、贈与者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するものであるときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) 贈与者が老齢又は病弱のため、当該贈与の日前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(2) 贈与者が農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第32条第1号((給付の種類))に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、その者の親族に農業経営を移譲していたこと。</p>

ていたこと。

( 農地等の贈与の日 )

70の4 - 8 農地等に係る措置法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達1・1の2共 - 9 ((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等の贈与による取得の日をいう。

この場合において、贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について都道府県知事と農業委員会の双方の許可を要する場合において、これらの許可があった日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い方の許可があった日をもって、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。

なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日にその贈与があったものとして取り扱うこととする。

( 推定相続人の範囲 )

70の4 - 9 措置法第70条の4第1項に規定する「推定相続人」とは、同項に規定する贈与をした日現在において最先順位の相続権(代襲相続権を含む。)を有する者をいうのであるから留意する。

したがって、贈与者の子(代襲相続人である孫等を含む。以下70の4 - 9において同じ。)又は配偶者は、これに該当するが、直系尊属は子が、兄弟姉妹は子及び直系尊属が、それぞれ贈与をした日現在において存在していない場合にのみこれに該当することになる。

( 農地等の贈与の日 )

5 農地等に係る法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達(昭34.1.28直資10)1・1の2共 - 9 ((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等の贈与による取得の日をいう。

この場合において、贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について都道府県知事と農業委員会の双方の許可を要する場合において、これらの許可があった日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い方の許可があった日をもって、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。

なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日にその贈与があったものとして取り扱うこととする。

( 推定相続人の範囲 )

6 法第70条の4第1項に規定する「推定相続人」とは、同項に規定する贈与をした日現在において最先順位の相続権(代襲相続権を含む。)を有する者をいうのであるから留意する。

したがって、贈与者の子(代襲相続人である孫等を含む。以下この6において同じ。)又は配偶者は、これに該当するが、直系尊属は子が、兄弟姉妹は子及び直系尊属が、それぞれ贈与をした日現在において存在していない場合にのみこれに該当することになる。

改 正 後	改 正 前
<p>( 推定相続人に該当することを証する書類 )</p> <p><u>70の4 - 10 措置法規則第23条の7第3項第4号</u>に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) ( 省略 )</p> <p>(2) ( 省略 )</p> <p>( 3年以上農業に従事していたこと )</p> <p><u>70の4 - 11 措置法令第40条の6第5項</u>の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>( 贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地 )</p> <p><u>70の4 - 12 措置法第70条の4第1項</u>に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地 ( <u>措置法令第40条の6第47項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。</u> ) は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地</p> <p>(2) 土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) による土地改良事業若しくは土地区</p>	<p>( 推定相続人に該当することを証する書類 )</p> <p><u>7 租税特別措置法施行規則 ( 以下「規則」という。 ) 第23条の7第3項第4号</u>に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) ( 同左 )</p> <p>(2) ( 同左 )</p> <p>( 3年以上農業に従事していたこと )</p> <p><u>8 令第40条の6第5項</u>の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>( 贈与者の農業の用に供している農地 )</p> <p><u>9 法第70条の4第1項</u>に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地は含まれないのであるが、次に掲げる農地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる前において、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 災害、疾病等のためやむを得ず一時的に休耕している農地</p> <p>(2) 土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) による土地改良事業又は臨時石炭</p>

画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条の規定によりなお効力を有することとされる場合及び同条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）による復旧工事施行中のため農業の用に供することができない土地

(3) 国又は地方公共団体等の行う事業のため一時的に農業の用に供することができない土地で、かつ、その時期が、例えば、気温、積雪その他の自然条件により概ね農作物の作付ができない期間、連作の害を防ぐため休耕している期間に当たる場合などその土地の農業上の利用を害しないと認められるもの

(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(3)の土地には当たらないものとする。

— その土地が国又は地方公共団体等の行う事業のため一時的に農業の用に供することができなくなることについて、公共性、緊急性及び非代替性が認められない場合

— その土地を国又は地方公共団体等の行う事業のために農業の用に供することができなくなる期間が、その事業のため必要最小限の期間でない場合又はその土地を農業の用に供することができなくなる期間がその事業のため必要最小限の期間であっても、その期間が1年を超える場合

— その土地が農業の用に供することができることとなった時にあって、その土地が従前の農地又は採草放牧地と同等以上の利用価値を有する農地又は採草放牧地に復元されることが確実に認められない場合

(請負耕作に係る農地)

鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）による復旧工事施行中のため耕作不能となっている土地

(請負耕作に係る農地)

改 正 後	改 正 前
<p><u>70の4 - 13</u> 農地の所有者が、いわゆる請負耕作契約により他人に耕作を請け負わせている農地は、その請負耕作の内容が当該農地に係る耕作の作業の一部である場合を除き、<u>措置法第70条の4第1項</u>の規定によるその者の農業の用に供している農地に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p><u>70の4 - 14</u> 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限る。)により消滅したときに限り、当該権利がはじめからなかったものとして、<u>措置法第70条の4第1項</u>の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利を面積的に3分の2以上贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等以外の農業用財産等)</p> <p><u>70の4 - 15</u> 贈与者の農業の用に供している農地等の贈与があったことに伴い、農業経営者の変更があった場合における農業用財産等の取扱いについては、昭和35年2月17日付直資15ほか1課共同「父子間における農業経営者の判定ならびにこれにともなう所得税および贈与税の取扱いについて」通達の記の二の3及び昭和53年1月7日付直資2 - 2「農地等について使用収益権の設定による農業の経営移譲を受けた場合における果樹に関する贈与税の取扱いについて」通達の別紙2の本文による。</p>	<p><u>10</u> 農地の所有者が、いわゆる請負耕作契約により他人に耕作を請け負わせている農地は、その請負耕作の内容が当該農地に係る耕作の作業の一部である場合を除き、<u>法第70条の4第1項</u>の規定によるその者の農業の用に供している農地に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p><u>11</u> 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限る。)により消滅したときに限り、当該権利がはじめからなかったものとして、<u>法第70条の4第1項</u>の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利を面積的に3分の2以上贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等以外の農業用財産等)</p> <p><u>12</u> 贈与者の農業の用に供している農地等の贈与があったことに伴い、農業経営者の変更があった場合における農業用財産等の取扱いについては、昭和35年2月17日直所1 - 14・直資15「父子間における農業経営者の判定ならびにこれにともなう所得税および贈与税の取扱いについて」通達の記の二の3及び昭和53年1月7日直資2 - 2「農地等について使用収益権の設定による農業の経営移譲を受けた場合における果樹に関する贈与税の取扱いについて」通達の別紙2の本文による。</p>

(担保の提供等)

70の4 - 16 措置法第70条の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条((担保の種類))から第54条((担保の提供等に関する細目))までの規定の適用があることに留意する。したがって、措置法規則第23条の7第3項第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令(昭和37年政令第13号)第16条((担保の提供手続))の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか昭和45年6月24日付徴管2 - 43「国税通則法基本通達(徴収部関係)」の第54条関係の1((担保提供書等の提出))及び3((抵当権を設定するために必要な書類))に定める書類をいうのであるから留意する。

(贈与税の額に相当する担保)

70の4 - 17 措置法第70条の4第1項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとする。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(注) 上記平均余命年数は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する。

(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)

70の4 - 18 措置法第70条の4第1項の規定は、農地等の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けた農地等(以下「特例適用農地等」という。)の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき

(担保の提供等)

13 法第70条の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法(昭和37年法律第66号)第50条((担保の種類))から第54条((担保の提供等に関する細目))までの規定の適用があることに留意する。したがって、規則第23条の7第3項第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令(昭和37年政令第13号)第16条((担保の提供手続))の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか国税通則法基本通達(徴収部関係)(昭45.6.24徴管2 - 43)の第54条関係の1((担保提供書等の提出))及び3((抵当権を設定するために必要な書類))に定める書類をいうのであるから留意する。

(贈与税の額に相当する担保)

14 法第70条の4第1項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとする。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(注) 上記平均余命年数は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する。

(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)

15 法第70条の4第1項の規定は、農地等の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けた農地等(以下「特例適用農地等」という。)の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額



改 正 後	改 正 前
<p>贈与税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける贈与税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</p> <p>（農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p><u>70の4 - 19</u> 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の各3分の2以上の部分の贈与（以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。）に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があった日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得したとき</p> <p>当該農地等については、相続税法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、<u>措置法</u>第70条の4第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、<u>措置法令</u>第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得したものとみなされることから<u>措置法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができること</p>	<p>（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける贈与税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</p> <p>（農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</p> <p><u>16</u> 法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の各3分の2以上の部分の贈与（以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。）に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があった日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得したとき</p> <p>当該農地等については、相続税法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、<u>法</u>第70条の4第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、<u>令</u>第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得したものとみなされることから<u>法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができること</p>

ることに留意する。

□ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかったとき  
受贈者が、当該農地等について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。

この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第27項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

(2) (省略)

(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

70の4 - 20 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。

この場合において、同条第27項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

に留意する。

□ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかったとき  
受贈者が、当該農地等について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。

この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第27項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

(2) (同左)

(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

17 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。

この場合において、同条第27項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
<p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p><u>70</u>の4 - 21 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、<u>措置法</u>第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に当該贈与を受けた農地等につき、同項第1号の規定による譲渡等(以下<u>70</u>の5 - 5までにおいて「譲渡等」という。)をしている場合における同項の規定による当該贈与税の納税の猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡がなかったものとして<u>措置法令</u>第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について<u>措置法</u>第70条の4第14項の規定の適用があるものとする。</p>	<p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>18 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、<u>法</u>第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に当該贈与を受けた農地等につき、同項第1号の規定による譲渡等(以下41の2までにおいて「譲渡等」という。)をしている場合における同項の規定による当該贈与税の納税の猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡がなかったものとして令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があった農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について<u>法</u>第70条の4第14項の規定の適用があるものとする。</p>

(注) 1 上記(1)から(3)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項((延納))の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。

2 上記(2)のお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があった農地等の面積は、その後における措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。

(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)

70の4 - 22 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第4項に規定する買取りの申出等(以下70の5 - 5までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。

(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。

なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。

(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第

(注) 1 上記(1)から(3)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項((延納))の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。

2 上記(2)のお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があった農地等の面積は、その後における法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。

(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)

18の2 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第4項に規定する買取りの申出等(以下41の2までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。

(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。

なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。

(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに令第40条の

改 正 後	改 正 前
<p>40条の6第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ 当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下70の5 - 5までにおいて「特定農地等」という。）の譲渡等をし、かつ、当該譲渡等に係る対価の全部若しくは一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第1項に規定する農地若しくは採草放牧地を取得している場合又は当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をする見込み（当該贈与税の申告書の提出期限までに譲渡等をしている場合を含む。）であり、かつ、当該譲渡等があった日から1年以内に当該農地若しくは採草放牧地を取得する見込みである場合。</p> <p>ロ 措置法第70条の4第4項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該贈与税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があった日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4 - 23 特例適用農地等の譲渡があった場合における</p>	<p>6第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の4第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ 当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下41の2までにおいて「特定農地等」という。）の譲渡等をし、かつ、当該譲渡等に係る対価の全部若しくは一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに法第70条の4第1項に規定する農地若しくは採草放牧地を取得している場合又は当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をする見込み（当該贈与税の申告書の提出期限までに譲渡等をしている場合を含む。）であり、かつ、当該譲渡等があった日から1年以内に当該農地若しくは採草放牧地を取得する見込みである場合。</p> <p>ロ 法第70条の4第4項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該贈与税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があった日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項((延納))の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>19 特例適用農地等の譲渡があった場合における法第70条の4第1項第1号に</p>

1 項第 1 号に規定する「その事実が生じた日」（以下70の4 - 23において「その事実が生じた日」という。）及び同条第 3 項、第14項又は第19項に規定する「譲渡等があった日」（以下70の4 - 23において「譲渡等があった日」という。）とは、次の(1)又は(2)に掲げる日とする。

(1)（省略）

(2)（省略）

(注)（省略）

1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4 第14項又は第19項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6 第25項又は同条第39項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日

2 措置法第70条の7 第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき（当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(2)に掲げる日までに納付された場合に限る。） 当該契約の効力の発生した日

（使用人の範囲）

70の4 - 24 措置法令第40条の6 第7項に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であっても、その親族は含まないことに取り扱う。

（国又は地方公共団体等の行う事業のため特例適用農地等が一時的に農業の用

規定する「その事実が生じた日」（以下この19において「その事実が生じた日」という。）及び同条第 3 項、第14項又は第19項に規定する「譲渡等があった日」（以下この19において「譲渡等があった日」という。）とは、次の(1)又は(2)に掲げる日とする。

(1)（同左）

(2)（同左）

(注)（同左）

1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、法第70条の4 第14項又は第19項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする令第40条の6 第25項又は同条第39項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日

2 法第70条の7 第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき（当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(2)に掲げる日までに納付された場合に限る。） 当該契約の効力の発生した日

（使用人の範囲）

20 令第40条の6 第7項に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であっても、その親族は含まないことに取り扱う。

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p>に供されなくなった場合)</p> <p>70の4 - 25 特例適用農地等が70の4 - 12((贈与者の農業の用に供している農地及び採草放牧地))の(3)に掲げる土地に該当することとなった場合は、措置法第70条の4第1項第1号又は第3項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4 - 26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の5 - 5までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等(収用交換等による譲渡等を除く。)をし</p>	<p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>21 法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下41の2までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等(収用交換等による譲渡等を除く。)をし</p>

た特例適用農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。

Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例適用農地等の対価の額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

Fは、代替取得農地等の面積をいう。

Dは、既往において同条第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

た特例適用農地等の面積をいい、この面積は、法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。

Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例適用農地等の対価の額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

Fは、代替取得農地等の面積をいう。

Dは、既往において同条第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$



改 正 後	改 正 前												
<p>( 具体的計算例 )</p> <p>例 1 既往において代替取得農地等を取得していない場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right;">10ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">今回譲渡等 ( 収用交換等による譲渡等を除く。 ) をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">2ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において譲渡等 ( 収用交換等による譲渡等を除く。 ) をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">0.5ヘクタール</p> <p>( 計算 )</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 A 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">10ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 B 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">2ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 C 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">0.5ヘクタール</td> </tr> </table> <p>100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B + C}{A} = \frac{2 + 0.5}{10} = \frac{2.5}{10} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>例 2 既往において、措置法第70条の4第14項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right;">20ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において譲渡等をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">4ヘクタール</p>	「 A 」の数値 ( )	10ヘクタール	「 B 」の数値 ( )	2ヘクタール	「 C 」の数値 ( )	0.5ヘクタール	<p>( 具体的計算例 )</p> <p>例 1 既往において代替取得農地等を取得していない場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right;">10ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">今回譲渡等 ( 収用交換等による譲渡等を除く。 ) をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">2ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において譲渡等 ( 収用交換等による譲渡等を除く。 ) をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">0.5ヘクタール</p> <p>( 計算 )</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 A 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">10ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 B 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">2ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">「 C 」の数値 ( )</td> <td style="text-align: right;">0.5ヘクタール</td> </tr> </table> <p>100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B + C}{A} = \frac{2 + 0.5}{10} = \frac{2.5}{10} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>替取得農地等を取得している場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right;">20ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において譲渡等をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right;">4ヘクタール</p>	「 A 」の数値 ( )	10ヘクタール	「 B 」の数値 ( )	2ヘクタール	「 C 」の数値 ( )	0.5ヘクタール
「 A 」の数値 ( )	10ヘクタール												
「 B 」の数値 ( )	2ヘクタール												
「 C 」の数値 ( )	0.5ヘクタール												
「 A 」の数値 ( )	10ヘクタール												
「 B 」の数値 ( )	2ヘクタール												
「 C 」の数値 ( )	0.5ヘクタール												

うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積

0.5ヘクタール

差引 3.5ヘクタール

のうち措置法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等  
がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積

3ヘクタール

のうち同項第2号の規定により譲渡等があったものとみな  
された特例適用農地等の面積

2ヘクタール

代替取得農地等の面積

2.5ヘクタール

今回譲渡等をした特例適用農地等の面積

1ヘクタール

うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積

0

差引 1ヘクタール

(計算)

「A」の数値( ) 20ヘクタール

「B」の数値( ) 1ヘクタール

「C」の数値( - + =3.5 - 3 + 2 )

2.5ヘクタール

「D」の数値( ) 3ヘクタール

「E」の数値( ) 2ヘクタール

「F」の数値( ) 2.5ヘクタール

100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{1 + 2.5}{20 + (2.5 - 3 + 2)} = \frac{3.5}{21.5} < \frac{20}{100}$$

うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積

0.5ヘクタール

差引 3.5ヘクタール

のうち法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がな  
かったものとみなされた特例適用農地等の面積

3ヘクタール

のうち同項第2号の規定により譲渡等があったものとみな  
された特例適用農地等の面積

2ヘクタール

代替取得農地等の面積

2.5ヘクタール

今回譲渡等をした特例適用農地等の面積

1ヘクタール

うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積

0

差引 1ヘクタール

(計算)

「A」の数値( ) 20ヘクタール

「B」の数値( ) 1ヘクタール

「C」の数値( - + =3.5 - 3 + 2 )

2.5ヘクタール

「D」の数値( ) 3ヘクタール

「E」の数値( ) 2ヘクタール

「F」の数値( ) 2.5ヘクタール

100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{1 + 2.5}{20 + (2.5 - 3 + 2)} = \frac{3.5}{21.5} < \frac{20}{100}$$

改 正 後	改 正 前
<p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>例3 既往において、措置法第70条の4第19項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">20ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において買取りの申出等があった特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">うち譲渡等に係る特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">3.5ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">のうち措置法第70条の4第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">3ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">のうち同項第2号口又は八の規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">1ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">代替取得農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">今回譲渡等をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4.5ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">0</p> <p style="padding-left: 40px;">差引き</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4.5ヘクタール</p> <p>(計算)</p>	<p>この場合には、法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>例3 既往において、法第70条の4第19項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> <p style="padding-left: 40px;">贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">20ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">既往において買取りの申出等があった特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">うち譲渡等に係る特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">3.5ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">のうち法第70条の4第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">3ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">のうち同項第2号口又は八の規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">1ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">代替取得農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">今回譲渡等をした特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4.5ヘクタール</p> <p style="padding-left: 40px;">うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">0</p> <p style="padding-left: 40px;">差引き</p> <p style="text-align: right; padding-left: 100px;">4.5ヘクタール</p> <p>(計算)</p>

「A」の数値( )	20ヘクタール
「B」の数値( )	4.5ヘクタール
「C」の数値	0
「D」の数値( )	3ヘクタール
「E」の数値( )	1ヘクタール
「F」の数値( )	4ヘクタール

100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{4.5 + 0}{20 + (4 - 3 + 1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$$

この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

70の4 - 27 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6第7項に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を措置法令第40条の6第10項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)

70の4 - 28 措置法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6第7項に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態のままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから留意する。

「A」の数値( )	20ヘクタール
「B」の数値( )	4.5ヘクタール
「C」の数値	0
「D」の数値( )	3ヘクタール
「E」の数値( )	1ヘクタール
「F」の数値( )	4ヘクタール

100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{4.5 + 0}{20 + (4 - 3 + 1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$$

この場合には、法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

22 法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される令第40条の6第7項に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を令第40条の6第10項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)

23 法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される令第40条の6第7項に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態のままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算 )</p> <p>70の4 - 29 措置法令第40条の6第8項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は行わないのであるが、その後、当該100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があった時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農業生産法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>( 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合 )</p> <p>70の4 - 30 特例適用農地等について収用交換等による譲渡等があった場合における当該収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積は、措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積からは除外されるのであるが、当該収用交換等による譲渡等は、同条第3項の規定により納税猶予の期限が確定する贈与税の額の計算をする場合の譲渡等には含まれ、当該譲渡等に係る特例適用農地等の価額に対応する贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。</p> <p>( 買取りの申出等があった場合 )</p>	<p>( 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算 )</p> <p>24 令第40条の6第8項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は行わないのであるが、その後、当該100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があった時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農業生産法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>( 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合 )</p> <p>25 特例適用農地等について収用交換等による譲渡等があった場合における当該収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積は、法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積からは除外されるのであるが、当該収用交換等による譲渡等は、同条第3項の規定により納税猶予の期限が確定する贈与税の額の計算をする場合の譲渡等には含まれ、当該譲渡等に係る特例適用農地等の価額に対応する贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。</p> <p>( 買取りの申出等があった場合 )</p>

70の4 - 31 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第4項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する贈与税の額（当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。）は納付を要するのであるから留意する。

なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する贈与税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。

（申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用）

70の4 - 32 措置法第70条の4第3項に規定する「準農地（同日前に……転用がされたものを除く。）」の「転用」には、同項の規定による譲渡等に該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第7項の規定による受贈者（措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。）の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。

（交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合）

70の4 - 33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条（（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例））又は措置法第33条の3（（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税

25の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第4項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する贈与税の額（当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。）は納付を要するのであるから留意する。

なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する贈与税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。

（申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用）

26 法第70条の4第3項に規定する「準農地（同日前に……転用がされたものを除く。）」の「転用」には、同項の規定による譲渡等に該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他令第40条の6第7項の規定による受贈者（法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。）の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。

（交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合）

27 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条（（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例））又は法第33条の3（（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例））の規

改 正 後	改 正 前
<p>の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第3項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがって、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第14項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があった日から1月以内に措置法令第40条の6第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p> <p>(推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p><u>70の4 - 34</u> 措置法第70条の4第1項第3号に規定する「贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 受贈者が民法第892条((推定相続人の廃除))の規定に基づき廃除された場合</p> <p>(受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限)</p> <p><u>70の4 - 35</u> 措置法第70条の4第1項第4号の規定に該当することによる納税猶予の期限は、同項の規定の適用を受けている受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった場合においても、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額(以下<u>70の4 - 35</u>において「贈与税額等」という。)の全部の納付がない限り、確定しないのであるから留意する。</p>	<p>定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、法第70条の4第1項第1号又は第3項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがって、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第14項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があった日から1月以内に令第40条の6第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p> <p>(推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p><u>28</u> 法第70条の4第1項第3号に規定する「贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 受贈者が民法(明治29年法律第89号)第892条((推定相続人の廃除))の規定に基づき廃除された場合</p> <p>(受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限)</p> <p><u>29</u> 法第70条の4第1項第4号の規定に該当することによる納税猶予の期限は、同項の規定の適用を受けている受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった場合においても、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額(以下この<u>29</u>において「贈与税額等」という。)の全部の納付がない限り、確定しないのであるから留意する。</p>

なお、当該届出書の提出があった後に贈与税額等の全部の納付があったときは、当該届出書は、当該贈与税額等の全部の納付があった日に提出されたものとして取り扱う。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

70の4 - 36 措置法第70条の4第24項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額的全額(既に同条第3項又は第4項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。)について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)

70の4 - 37 措置法第70条の4第3項又は第4項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。

$$\text{納税猶予の適用を受けた贈与税の額(A)} \times \frac{\text{譲渡等又は買取りの申出等があった特例適用農地等の贈与時の価額(B)}}{\text{贈与により取得したすべての特例適用農地等の贈与時の価額の合計額}}$$

(注)1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の4第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。

なお、当該届出書の提出があった後に贈与税額等の全部の納付があったときは、当該届出書は、当該贈与税額等の全部の納付があった日に提出されたものとして取り扱う。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

30 法第70条の4第24項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額的全額(既に同条第3項又は第4項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。)について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)

31 法第70条の4第3項又は第4項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。

$$\text{納税猶予の適用を受けた贈与税の額(A)} \times \frac{\text{譲渡等又は買取りの申出等があった特例適用農地等の贈与時の価額(B)}}{\text{贈与により取得したすべての特例適用農地等の贈与時の価額の合計額}}$$

(注)1 上記算式中の(A)の金額は、法第70条の4第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。



改 正 後	改 正 前
<p>2 (省略)</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p><u>70の4 - 38</u> 措置法第70条の4第5項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があった日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があった日が異なるときは、これらの許可があった日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定に関する届出書)</p> <p><u>70の4 - 39</u> 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、同項に規定する届出書を使用貸借による権利の設定の日から2か月を経過する日まで(以下<u>70の4 - 39</u>において「期限内」という。)に提出しなければならないが、期限内に提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完されると認められる場合には、当分の間、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p><u>70の4 - 40</u> 措置法令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直</p>	<p>2 (同左)</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p><u>31の2</u> 法第70条の4第5項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があった日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があった日が異なるときは、これらの許可があった日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定に関する届出書)</p> <p><u>31の3</u> 法第70条の4第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、同項に規定する届出書を使用貸借による権利の設定の日から2か月を経過する日まで(以下この<u>31の3</u>において「期限内」という。)に提出しなければならないが、期限内に提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完されると認められる場合には、当分の間、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p><u>31の4</u> 令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直前において</p>

前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者の有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等を含む。）のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であっても措置法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。

同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者の有する農地等のうち、法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等を含む。）のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であっても法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。

(注) 当該受贈者の推定相続人に対し使用貸借による権利の設定をしなければならぬこととされている農地等は、租税特別措置法及び農業者年金基金法においてその範囲は必ずしも同一ではない。これらの法律に基づきその設定をしなければならぬ農地等の範囲を種類別に掲げれば、次のとおりである。

受贈者の所有する農地等		使用貸借による権利の設定の要否		農地法の許可の要否 (第3条第1項)
		租税特別措置法(令第40条の6第13項)	農業者年金基金法(第42条第1項第2号)	
特 例 適 用 農 地	農地	要	要	要
	採草放牧地	要	要	要
	準農地	要	/	/
	代替取得農地	要	要	要
	農地 採草放牧地	要	要	要
農地	納税猶予の期限が確定しない転用又は設定をし	/	/	/

改 正 後

(推定相続人に該当することを証する書類)

70の4 - 41 措置法規則第23条の7第8項第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)

70の4 - 42 措置法令第40条の6第12項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4 - 11((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。

(措置法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等)

70の4 - 43 受贈者が措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けた場合における農業用財産等の取扱いについては、70の4 - 15((農地等以外の農業用財産等))と同様する。

(措置法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があった場合の同条第1項の担保)

改 正 前

等	た土地			
その他の農地等	農地		要	要
	採草放牧地		要	要

(推定相続人に該当することを証する書類)

31の5 規則第23条の7第8項第1号に規定する「推定相続人に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)

31の6 令第40条の6第12項第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、8((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。

(法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等)

31の7 受贈者が法第70条の4第5項の規定の適用を受けた場合における農業用財産等の取扱いについては、12((農地等以外の農業用財産等))と同様する。

(法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の4 - 44 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第5項に規定する使用貸借による権利の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)

70の4 - 45 措置法令第40条の6第15項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「当該権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第5項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。

なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第6項第1号に規定する被設定者(以下70の4 - 55までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)

70の4 - 46 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、措置法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。

31の8 特例適用農地等が法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第5項に規定する使用貸借による権利の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)

31の9 令第40条の6第15項第1号に規定する法第70条の4第1項第1号の読替規定中「当該権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第5項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。

なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第6項第1号に規定する被設定者(以下31の18までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)

31の10 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4 - 47 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>	<p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4 - 48 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第4項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第39項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該</p>	<p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11の2 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第4項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6第39項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る</p>

取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。

(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)

70の4 - 49 受贈者が70の4 - 47((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4 - 48((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第14項又は第19項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第20項又は第27項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(被設定者による転用)

70の4 - 50 被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をした場合には、措置法令第40条の6第15項第4号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第7項に規定する転用に該当することとなるのであるから留意する。

(注) 上記の転用につき農地法第4条の規定による許可を受け又は届出をする場合には、当該農地等の所有者である受贈者の同意が必要とされてい

農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。

(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)

31の12 受贈者が31の11((法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は31の11の2((法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、法第70条の4第14項又は第19項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する規則第23条の7第20項又は第27項の書類には、次の(1)に掲げる事項を付記させ、次の(2)に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(被設定者による転用)

31の13 被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第7項に規定する転用に該当することとなるのであるから留意する。

(注) 上記の転用につき農地法第4条の規定による許可を受け又は届出をする場合には、当該農地等の所有者である受贈者の同意が必要とされてい

改 正 後	改 正 前
<p>る（昭和46.4.26付46農地B500号「農地等転用関係事務処理要領の制定について」農林省農地局長通達の第<u>1</u>の<u>1</u>のイの(カ)参照）。</p> <p>（被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合）</p> <p><u>70の4 - 51</u> 被設定者がその使用貸借による権利の設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合（被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。）には、措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けた受贈者が再び農業経営を開始したときにおいても、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>（注）被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第15項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>（他の推定相続人の範囲）</p> <p><u>70の4 - 52</u> 措置法令第40条の6第15項第2号に規定する「他の推定相続人」については、<u>70の4 - 9</u>（（推定相続人の範囲））を準用する。</p> <p>（他の推定相続人等に該当することを証する書類）</p> <p><u>70の4 - 53</u> 措置法規則第23条の7第11項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の</p>	<p>る（昭和46.4.26付46農地B500号「農地等転用関係事務処理要領の制定について」農林省農地局長通達の第<u>一</u>の<u>一</u>のイの(カ)参照）。</p> <p>（被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合）</p> <p><u>31の14</u> 被設定者がその使用貸借による権利の設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合（被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。）には、法第70条の4第5項の規定の適用を受けた受贈者が再び農業経営を開始したときにおいても、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>（注）被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、令第40条の6第15項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>（他の推定相続人の範囲）</p> <p><u>31の15</u> 令第40条の6第15項第2号に規定する「他の推定相続人」については、<u>6</u>（（推定相続人の範囲））を準用する。</p> <p>（他の推定相続人等に該当することを証する書類）</p> <p><u>31の16</u> 規則第23条の7第11項第1号に規定する「他の推定相続人等に該当することを証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 受贈者から令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の戸籍抄</p>

戸籍抄本

(2) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合

イ (省略)

ロ (省略)

(第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

70の4 - 54 措置法令第40条の6第15項第2号に規定する「第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうこととなるのであるから留意する。

(1) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。

(2) (省略)

(3) 受贈者から(1)の権利の設定を受けた日後速やかに当該権利が設定されている措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地に係る農業経営を行うと認められること。

(受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合)

70の4 - 55 措置法第70条の4第6項第2号に規定する「被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

70の4 - 56 措置法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等

本

(2) 受贈者から令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合

イ (同左)

ロ (同左)

(第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

31の17 令第40条の6第15項第2号に規定する「第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうこととなるのであるから留意する。

(1) 受贈者から令第40条の6第15項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。

(2) (同左)

(3) 受贈者から(1)の権利の設定を受けた日後速やかに当該権利が設定されている法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地に係る農業経営を行うと認められること。

(受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合)

31の18 法第70条の4第6項第2号に規定する「被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。

(1) (同左)

(2) (同左)

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

32 法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用



改 正 後	改 正 前
<p>又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>（貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件）</p> <p>70の4 - 57 措置法第70条の4第8項に規定する届出書（以下70の4 - 66までにおいて「借換届出書」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条に規定する農用地利用集積計画（以下70の4 - 58までにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下70の4 - 65までにおいて「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間（始期及び終期）が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（賃借権等の設定の日）</p>	<p>地、法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>（貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件）</p> <p>32の2 法第70条の4第8項に規定する届出書（以下32の11までにおいて「借換届出書」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条に規定する農用地利用集積計画（以下32の3までにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下32の10までにおいて「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間（始期及び終期）が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（賃借権等の設定の日）</p>

70の4 - 58 措置法令第40条の6第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)

70の4 - 59 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けようとする受贈者は、借換届出書を同項に規定する貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした日から2月以内(以下70の4 - 59において「期限内」という。)に提出しなければならないのであるが、期限内に提出された借換届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完される場合には、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。

(注) (省略)

(措置法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

70の4 - 60 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第7項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)

70の4 - 61 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項各号のいずれかに該当することとなったときには、同条第10項の規定の適用がある場合を除き、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第

32の3 令第40条の6第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)

32の4 法第70条の4第7項の規定の適用を受けようとする受贈者は、借換届出書を同項に規定する貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした日から2月以内(以下この32の4において「期限内」という。)に提出しなければならないのであるが、期限内に提出された借換届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完される場合には、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。

(注) (同左)

(法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

32の5 特例適用農地等が法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第7項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)

32の6 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項各号のいずれかに該当することとなったときには、同条第10項の規定の適用がある場合を除き、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規

改 正 後	改 正 前
<p>3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> <p><u>70の4 - 62</u> 措置法第70条の4第9項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第7項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)</p> <p><u>70の4 - 63</u> 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となる場合には、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)</p> <p><u>70の4 - 64</u> 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地</p>	<p>定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> <p><u>32の7</u> 法第70条の4第9項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第7項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)</p> <p><u>32の8</u> 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となる場合には、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)</p> <p><u>32の9</u> 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部</p>

等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、同条第9項第2号に該当することとなるのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

70の4 - 65 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項第2号に該当した場合には、受贈者が、その事実を知った日から2月を経過する日までに、当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させ(貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合を除く。)、かつ、同条第10項に規定する変更の届出書を提出しない限り、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。

(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)

70の4 - 66 措置法第70条の4第11項に規定する届出書(以下70の4 - 66において「継続届出書」という。)は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(注) (省略)

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、同条第9項第2号に該当することとなるのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

32の10 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項第2号に該当した場合には、受贈者が、その事実を知った日から2月を経過する日までに、当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させ(貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合を除く。)、かつ、同条第10項に規定する変更の届出書を提出しない限り、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。

(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)

32の11 法第70条の4第11項に規定する届出書(以下この32の11において「継続届出書」という。)は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(注) (同左)

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

改 正 後	改 正 前
<p><u>70の4 - 67</u> 措置法第70条の4第14項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第19項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は<u>70の4 - 68</u>((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p><u>70の4 - 68</u> 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4第14項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第19項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会</p>	<p><u>33</u> 法第70条の4第14項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第19項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は<u>34</u>((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p><u>34</u> 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、法第70条の4第14項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第19項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申</p>

に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。

(仲介料、登記費用等の費用)

70の4 - 69 措置法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

70の4 - 70 措置法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

70の4 - 71 措置法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第14項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第19項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草

請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。

(仲介料、登記費用等の費用)

35 法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

36 法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

37 法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第14項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第19項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみな

改 正 後	改 正 前
<p>放牧地とみなす」ものとして取り扱う。</p> <p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) Aは、取得した農地又は採草放牧地の面積  Bは、取得した農地又は採草放牧地の対価の額（<u>70の4 - 69</u>((仲介料、登記費用等の費用))により取得に要した費用の額を含む。) )  Cは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額（<u>70の4 - 69</u>により譲渡等に要した費用の額を除く。）</p> <p>( 継続届出書の提出期間 )</p> <p><u>70の4 - 72</u> 措置法第70条の4 第21項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>( 一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲 )</p> <p><u>70の4 - 73</u> 措置法第70条の4 第15項に規定する一時的道路用地等（以下<u>70の4 - 79</u>までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下<u>70の4 - 78</u>までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の6 第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4 第</p>	<p>す」ものとして取り扱う。</p> <p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) Aは、取得した農地又は採草放牧地の面積  Bは、取得した農地又は採草放牧地の対価の額（<u>35</u>により取得に要した費用の額を含む。） )  Cは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額（<u>35</u>により譲渡等に要した費用の額を除く。）</p> <p>( 継続届出書の提出期間 )</p> <p><u>38</u> 法第70条の4 第21項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>( 一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲 )</p> <p><u>39</u> 法第70条の4 第15項に規定する一時的道路用地等（以下<u>39の7</u>までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下<u>39の6</u>までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、令第40条の6 第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び法第70条の4 第5項の規定により受贈者の推定相</p>

5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの（受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。）は含まれるのであるから留意する。

（主務大臣の認定を要しない事業）

70の4 - 74 措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等として地上権等の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。

（一時的道路用地等としての貸付先）

70の4 - 75 措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。

したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第15項の規定の適用はない。

（措置法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保）

70の4 - 76 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第15項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの（受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。）は含まれるのであるから留意する。

（主務大臣の認定を要しない事業）

39の2 法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等として地上権等の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。

（一時的道路用地等としての貸付先）

39の3 法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。

したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第15項の規定の適用はない。

（法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保）

39の4 特例適用農地等が法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第15項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。



改 正 後	改 正 前
<p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p><u>70の4 - 77</u> 措置法第70条の4第16項に規定する届出書は、同条第15項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p><u>70の4 - 78</u> 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下<u>70の4 - 79</u>までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4第5項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第16項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下<u>70の4 - 78</u>において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第15項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p>	<p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p><u>39の5</u> 法第70条の4第16項に規定する届出書は、同条第15項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p><u>39の6</u> 法第70条の4第15項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下、<u>39の7</u>までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が法第70条の4第5項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る令第40条の6第16項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下この<u>39の6</u>において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、法第70条の4第15項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p>

70の4 - 79 措置法第70条の4第16項に規定する届出書、措置法令第40条の6第33項に規定する届出書又は同条第35項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4第27項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。

(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の4 - 80 措置法令第40条の6第47項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定める贈与の日における当該農地等としての価額をいうのであるから留意する。

[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

(贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等)

70の5 - 1 措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合において、その贈与が当該贈与者の死亡の日前3年以内

39の7 法第70条の4第16項に規定する届出書、令第40条の6第33項に規定する届出書又は同条第35項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に法第70条の4第27項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。

(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、法第70条の6第21項に規定する届出書、令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。

(新設)

[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

(贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等)

40 法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合において、その贈与が当該贈与者の死亡の日前3年以内であるときに

改 正 後	改 正 前
<p>であるときにおける特例適用農地等についての当該贈与者の死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによるものであるから留意する。</p> <p>(1) 当該贈与者の死亡の時に、現に当該納税猶予の適用を受けている特例適用農地等は、<u>措置法</u>第70条の5第1項の規定により受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該贈与者の死亡の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>なお、この適用を受ける農地等は、<u>措置法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地等に含まれる。</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡の前日に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例適用農地等は、相続税法第19条の規定により、贈与の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>なお、この適用を受ける農地等は、<u>措置法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用が受けられる農地等には含まれない。</p> <p>(当該農地等)</p> <p><u>70の5 - 2</u> <u>措置法</u>第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、<u>措置法令</u>第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>措置法</u>第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。</p>	<p>おける特例適用農地等についての当該贈与者の死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによるものであるから留意する。</p> <p>(1) 当該贈与者の死亡の時に、現に当該納税猶予の適用を受けている特例適用農地等は、<u>法</u>第70条の5第1項の規定により受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該贈与者の死亡の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>なお、この適用を受ける農地等は、<u>法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地等に含まれる。</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡の前日に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例適用農地等は、相続税法第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定により、贈与の日における価額で相続税が課税される。</p> <p>なお、この適用を受ける農地等は、<u>法</u>第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用が受けられる農地等には含まれない。</p> <p>(当該農地等)</p> <p><u>40の2</u> <u>法</u>第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、<u>令</u>第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>法</u>第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。</p>

(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の5 - 3 措置法第70条の4第15項第1号の規定を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等(以下70の5 - 3において「一時的道路用地等」という。)の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合

措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める価額

(注) 措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該贈与者の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。

(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けない場合  
贈与者の死亡の日における当該農地等の時価

(買換えの承認に係る特例適用農地等)

70の5 - 4 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、代替取得農地等を取得する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡等をした特例適用農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特例適用農地等は、措置法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したも

(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

40の3 法第70条の4第15項の規定を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、法第70条の5第1項の規定の適用を受ける法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等(以下この40の3において「一時的道路用地等」という。)の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合

法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める価額

(注) 法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該贈与者の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。

(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受けない場合  
贈与者の死亡の日における当該農地等の時価

(買換えの承認に係る特例適用農地等)

41 特例適用農地等の譲渡等につき法第70条の4第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、代替取得農地等を取得する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡等をした特例適用農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特例適用農地等は、法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、か

改 正 後	改 正 前
<p>のとみなされ、かつ、当該譲渡等に係る特例適用農地等は、措置法第70条の4第14項の規定により譲渡等がなかったものとみなされることから、当該譲渡等に係る特例適用農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 上記の譲渡等に係る特例適用農地等について、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特例適用農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p>なお、この場合において、当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、その譲渡等があった日から1年を経過する日において譲渡等があったものとみなされ、当該譲渡等に係る農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することになる。</p> <p>(措置法第70条の4第19項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p><u>70の5 - 5</u> 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、措置法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4第19項の規定により買取りの申出等及び譲渡等は</p>	<p>つ、当該譲渡等に係る特例適用農地等は、法第70条の4第14項の規定により譲渡等がなかったものとみなされることから、当該譲渡等に係る特例適用農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 上記の譲渡等に係る特例適用農地等について、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特例適用農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p>なお、この場合において、当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、その譲渡等があった日から1年を経過する日において譲渡等があったものとみなされ、当該譲渡等に係る農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することになる。</p> <p>(法第70条の4第19項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p><u>41の2</u> 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、法第70条の4第19項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかったものとみ</p>

なかったものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。

なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(注) 上記の買取りの申出等に係る特定農地等について、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特定農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。

なお、この場合において、当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をしなかったとき若しくは都市営農農地等に該当することとならなかったとき又は当該日から1年以内に譲渡等をした場合において当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、当該買取りの申出等があった日から1年を経過する日又は当該譲渡等があった日から1年を経過する日において買取りの申出等があったものとみなされ、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することとなる。

[ 措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係 ]

(農地又は採草放牧地の意義)

70の6 - 1 措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる「農地」又は「採草放牧地」の意義については、70の4

なされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。

なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(注) 上記の買取りの申出等に係る特定農地等について、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特定農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。

なお、この場合において、当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をしなかったとき若しくは都市営農農地等に該当することとならなかったとき又は当該日から1年以内に譲渡等をした場合において当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、当該買取りの申出等があった日から1年を経過する日又は当該譲渡等があった日から1年を経過する日において買取りの申出等があったものとみなされ、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することとなる。

[ 法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係 ]

(農地又は採草放牧地の意義)

42 法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる「農地」又は「採草放牧地」の意義については、1 ((農地又は採草放

改 正 後	改 正 前
<p>- 1 ((農地又は採草放牧地の意義))と同様とする。</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6 - 2 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、措置法第70条の6第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等のうちに、当該取得したものとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの</p> <p>(立毛、果樹等)</p> <p>70の6 - 3 措置法第70条の6第1項に規定する特例農地等(以下「特例農地</p>	<p>牧地の意義))と同様とする。</p> <p>(法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>42の2 法第70条の6第1項に規定する農業相続人が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、法第70条の6第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等のうちに、当該取得したものとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの</p> <p>(立毛、果樹等)</p> <p>43 法第70条の6第1項に規定する特例農地等(以下「特例農地等」とい</p>

等」という。)に栽培されている立毛、果樹等については、70の4 - 5((立毛、果樹等))と同様とする。

(農業を営んでいた個人)

70の6 - 4 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」の意義については、70の4 - 6((農業を営む個人等))を準用する。

(農業を営んでいた個人の範囲)

70の6 - 5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)又は(2)に掲げる者を含むものとして取り扱う。

- (1) 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場

う。)に栽培されている立毛、果樹等については、2((立毛、果樹等))と同様とする。

(農業を営んでいた個人)

44 法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」の意義については、3((農業を営む個人等))を準用する。

(農業を営んでいた個人の範囲)

45 法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)又は(2)に掲げる者を含むものとして取り扱う。

- (1) 昭和50年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の法」という。)第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における



改 正 後	改 正 前
<p>合における当該贈与者及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>(2) <u>措置法令</u>第40条の7第3項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>（被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い）</p> <p><u>70の6-6</u> 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、<u>措置法令</u>第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) 被相続人が老齢又は病弱のため、生前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p><u>(注) 被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 被相続人が<u>農業者年金基金法</u>第29条第2号に規定する特例付加年金又は<u>農業者年金基金法</u>の一部を改正する法律附則第8条第1項に規定する経営</p>	<p>当該贈与者</p> <p>(2) 令第40条の7第3項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>（被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い）</p> <p><u>46</u> 法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、令第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p><u>なお、(1)において、被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) 被相続人が老齢又は病弱のため、生前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(2) 被相続人が<u>農業者年金基金法</u>第32条第1号((給付の種類))に規定する経営移讓年金の支給を受けるため、相続開始の日前に、その者の親族に農業</p>

移讓年金の支給を受けるため、相続開始の日前に、その者の親族に農業経営を移讓していたこと。

(相続人として取り扱う相続放棄者)

70の6 - 7 相続の放棄をしたため相続人に該当しない者であっても、次の(1)又は(2)に該当する者は、措置法第70条の6第1項に規定する「相続人」に該当するものとして取り扱う。

- (1) 特例適用農地等の贈与者の死亡の時まで措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた当該特例適用農地等の受贈者
- (2) 相続開始の年に当該相続に係る被相続人から措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与を受けた者で、当該被相続人から遺贈により財産を取得したもの

(農業経営を行う者)

70の6 - 8 措置法令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」(以下「農業経営を行う者」という。)に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、70の4 - 6((農業を営む個人等))を準用する。

この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者(成年に達した後、引き続き就学している者を含む。)に該当し、かつ、当該未成年者と住居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。

(未成年者に係る農業の廃止)

70の6 - 9 70の6 - 8((農業経営を行う者))により農業経営を行う者に該当するものとして取り扱われた未成年者について、その後(1)から(4)までに掲げ

経営を移讓していたこと。

(相続人として取り扱う相続放棄者)

47 相続の放棄をしたため相続人に該当しない者であっても、次の(1)又は(2)に該当する者は、法第70条の6第1項に規定する「相続人」に該当するものとして取り扱う。

- (1) 特例適用農地等の贈与者の死亡の時まで法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた当該特例適用農地等の受贈者
- (2) 相続開始の年に当該相続に係る被相続人から法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与を受けた者で、当該被相続人から遺贈により財産を取得したもの

(農業経営を行う者)

48 令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」(以下「農業経営を行う者」という。)に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、3((農業を営む個人等))を準用する。

この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者(成年に達した後、引き続き就学している者を含む。)に該当し、かつ、当該未成年者と住居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。

(未成年者に係る農業の廃止)

49 48((農業経営を行う者))により農業経営を行う者に該当するものとして取り扱われた未成年者について、その後(1)から(4)までに掲げるいずれかの事実

改 正 後	改 正 前
<p>るいずれかの事実が生じた場合には、当該未成年者は、その者が自ら農業経営を行うときを除き、その事実が生じた日において農業経営を廃止したものとして取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(住居又は生計を異にする未成年者)</p> <p><u>70の6 - 10</u> <u>70の6 - 8</u>((農業経営を行う者))の後段及び<u>70の6 - 9</u>((未成年者に係る農業の廃止))の(3)の適用に当たっては、未成年者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項に掲げる事由に該当するときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</p> <p>(代償分割により取得した農地等についての納税猶予の不適用)</p> <p><u>70の6 - 11</u> 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する農地、採草放牧地又は準農地は、被相続人が有していたものではなく、かつ、被相続人の農業の用に供されていたものではないので、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の対象となる特例農地等に該当しないことに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予が受けられる農地等)</p> <p><u>70の6 - 12</u> 被相続人の遺産のうちにその農業の用に供されていた措置法第70</p>	<p>が生じた場合には、当該未成年者は、その者が自ら農業経営を行うときを除き、その事実が生じた日において農業経営を廃止したものとして取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(住居又は生計を異にする未成年者)</p> <p><u>50</u> <u>48</u>((農業経営を行う者))の後段及び<u>49</u>((未成年者に係る農業の廃止))の(3)の適用に当たっては、未成年者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</p> <p>(代償分割により取得した農地等についての納税猶予の不適用)</p> <p><u>51</u> 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する農地、採草放牧地又は準農地は、被相続人が有していたものではなく、かつ、被相続人の農業の用に供されていたものではないので、法第70条の6第1項の規定による納税猶予の対象となる特例農地等に該当しないことに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予が受けられる農地等)</p> <p><u>52</u> 被相続人の遺産のうちにその農業の用に供されていた法第70条の6第1項</p>

条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地がある場合において農業相続人が同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができるのは、当該被相続人から相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた同項に規定する農地及び採草放牧地をともに取得した場合に限られるのであって、同項に規定する農地又は採草放牧地のいずれか一方のみを取得した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

また、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる準農地は、相続又は遺贈により同項に規定する農地及び採草放牧地とともに取得したものに限られるのであるから、準農地だけを相続若しくは遺贈により取得した場合又は被相続人の農業の用に供されていた同項に規定する農地及び採草放牧地のいずれか一方のみとともに準農地を取得した場合は、いずれも、同項の適用がないのであるから留意する。

(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)

70の6 - 13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4 - 12((贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地))及び70の4 - 13((請負耕作に係る農地))を準用する。

なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下70の6 - 78までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃

に規定する農地及び採草放牧地がある場合において農業相続人が同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができるのは、当該被相続人から相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた同項に規定する農地及び採草放牧地をともに取得した場合に限られるのであって、同項に規定する農地又は採草放牧地のいずれか一方のみを取得した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

また、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる準農地は、相続又は遺贈により同項に規定する農地及び採草放牧地とともに取得したものに限られるのであるから、準農地だけを相続若しくは遺贈により取得した場合又は被相続人の農業の用に供されていた同項に規定する農地及び採草放牧地のいずれか一方のみとともに準農地を取得した場合は、いずれも、同項の適用がないのであるから留意する。

(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)

53 法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、9((贈与者の農業の用に供している農地))及び10((請負耕作に係る農地))を準用する。

なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) 法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下83の2までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以

改 正 後	改 正 前
<p>借権（以下70の6 - 13において「賃借権等」という。）が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合におけ</p>	<p>下この53において「賃借権等」という。）が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合に</p>

る当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。)

- (6) 措置法第70条の4第15項の規定を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第15項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合

措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地

- (注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。

(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)  
70の6 - 14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入

おける当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。)

- (6) 法第70条の4第15項の規定を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第15項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合

令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地

- (注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。

(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)  
54 特例適用農地等の譲渡等につき法第70条の4第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して法第70条の

改 正 後	改 正 前
<p>して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6 - 15 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、70の6 - 14((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第19項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。この場合において、</p>	<p>6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、54((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第19項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。この場合において、当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受</p>

当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受贈者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(担保の提供等)

70の6 - 16 措置法第70条の6第1項の規定による担保の提供については、70の4 - 16((担保の提供等))を準用する。

(相続税の額に相当する担保)

70の6 - 17 措置法第70条の6第1項に規定する「当該相続税の額に相当する担保」の意義については、70の4 - 17((贈与税の額に相当する担保))を準用する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)

70の6 - 18 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例農地等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の4 - 18((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。

(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における相続税の納税猶予の適用)

70の6 - 19 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の受贈者が、70の4 - 19((農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)の口又は(2)により贈与税の納税猶予の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る相続税については当該農地等について措置法第70条の5第1項の規定の適用があり、これに伴い、当該農地等については、措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けることができるのであるから留意する。

贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(担保の提供等)

55 法第70条の6第1項の規定による担保の提供については、13((担保の提供等))を準用する。

(相続税の額に相当する担保)

56 法第70条の6第1項に規定する「当該相続税の額に相当する担保」の意義については、14((贈与税の額に相当する担保))を準用する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)

57 法第70条の6第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例農地等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、15((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。

(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における相続税の納税猶予の適用)

58 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の受贈者が、16((農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)の口又は(2)により贈与税の納税猶予の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る相続税については当該農地等について法第70条の5第1項の規定の適用があり、これに伴い、当該農地等については、法第70条の6第1項の規定の適用を受けることができるのであるから留意する。



改 正 後	改 正 前
<p>この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書（以下70の6 - 19において「期限後申告書等」という。）の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 当該農地等の受贈者から措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該農地等について措置法第70条の5第1項又は同項及び措置法第70条の6第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>（第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件）</p>	<p>この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書（以下この58において「期限後申告書等」という。）の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 当該農地等の受贈者から法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、<u>相続税法第27条第1項((相続税の申告書))の規定による相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</u></p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該農地等について法第70条の5第1項又は同項及び法第70条の6第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>（第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件）</p>

70の6-20 措置法令第40条の7第6項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。

- (1) 被相続人（第1次農業相続人に該当する者を除く。）は、措置法令第40条の7第1項第1号又は第2号に該当する者であること。
- (2) 相続人が農業経営を開始することの要件は、第1次農業相続人が自ら農業経営を開始することは必要でなく、第1次農業相続人の相続人のうちに措置法令第40条の7第2項本文に規定する第2次農業相続人があればよいこと。
- (3) （省略）
- (4) （省略）

（特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合）

70の6-21 措置法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があった場合」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。

- (1) 農業相続人の有する採草放牧地及び準農地の面積のうち、それぞれ3分の1未満の面積のものを残す農地等の贈与があった場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき
- (2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第50項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があったとき
- (3) 当該特例農地等が平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当する

59 令第40条の7第6項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。

- (1) 被相続人（第1次農業相続人に該当する者を除く。）は、令第40条の7第1項第1号又は第2号に該当する者であること。
- (2) 相続人が農業経営を開始することの要件は、第1次農業相続人が自ら農業経営を開始することは必要でなく、第1次農業相続人の相続人のうちに令第40条の7第2項本文に規定する第2次農業相続人があればよいこと。
- (3) （同左）
- (4) （同左）

（特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合）

60 法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があった場合」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。

- (1) 農業相続人の有する採草放牧地及び準農地の面積のうち、それぞれ3分の1以下の面積のものを残す農地等の贈与があった場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき
- (2) 当該特例農地等のうちに令第40条の7第7項に規定する転用が行われたものがある場合において農地等の贈与があったとき
- (3) 当該特例農地等が平成3年改正前の法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当するもの

改 正 後	改 正 前
<p>ものがある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、<u>措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額</u>(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p><u>70の6-22</u> 相続又は遺贈により農地等を取得した<u>措置法第70条の6第1項</u>に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに<u>措置法令第40条の7第25項</u>の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について<u>措置法第70条の6第19項</u>の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p><u>70の6-23</u> 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき<u>措置法第</u></p>	<p>がある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等並びに<u>令第40条の7第7項に規定する転用が行われた土地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額</u>(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2か月を経過する</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p><u>61</u> 相続又は遺贈により農地等を取得した<u>法第70条の6第1項</u>に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに<u>令第40条の7第25項</u>の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について<u>法第70条の6第19項</u>の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p><u>61の2</u> 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき<u>法第70条の6</u></p>

70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第41項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第26項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。

(1)（省略）

(2) 措置法第70条の6第8項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該相続税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があった日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合。

（譲渡の時期）

70の6-24 特例農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項、第19項又は第26項に規定する「譲渡等があった日」については、70の4-23((譲渡の時期))を準用する。

（使用人の範囲）

70の6-25 措置法令第40条の7第7項に規定する「使用人」については、70の4-24((使用人の範囲))を準用する。

（国又は地方公共団体等の行う事業のため特例農地等が一時的に農業の用に供することができないこととなった場合）

第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに令第40条の7第41項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の6第26項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。

(1)（同左）

(2) 法第70条の6第8項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該相続税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があった日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合。

（譲渡の時期）

62 特例農地等の譲渡があった場合における法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項、第19項又は第26項に規定する「譲渡等があった日」については、19((譲渡の時期))を準用する。

（使用人の範囲）

63 令第40条の7第7項に規定する「使用人」については、20((使用人の範囲))を準用する。

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>70の6 - 26</u> 特例適用農地等が70の6 - 13((被相続人の農業の用に供されていた農地及び採草放牧地))により準用する70の4 - 12((贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地))の(3)に掲げる土地に該当することとなった場合は、<u>措置法第70条の6第1項第1号又は第7項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱う。</u></p> <p>(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p><u>70の6 - 27</u> <u>措置法第70条の6第1項第1号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算については、70の4 - 26 ((譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算))を準用する。</u></p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p><u>70の6 - 28</u> <u>措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については、70の4 - 27((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</u></p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p><u>70の6 - 29</u> <u>措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地(70の6 - 28により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、70の4 - 28((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</u></p>	<p>(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p><u>64</u> <u>法第70条の6第1項第1号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算については、21((譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算))を準用する。</u></p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p><u>65</u> <u>法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については、22((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</u></p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p><u>66</u> <u>法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地(65により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、23((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</u></p>

( 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算 )

70の6 - 30 措置法令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4 - 29((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。

( 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合 )

70の6 - 31 措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る措置法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、70の4 - 30((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。

( 買取りの申出等があった場合 )

70の6 - 32 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第8項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。

( 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算 )

67 令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、24((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。

( 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合 )

68 法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、25((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。

( 買取りの申出等があった場合 )

68の2 法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第8項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。

なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった

改 正 後	改 正 前
<p>なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する相続税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p><u>70の6 - 33</u> 措置法第70条の6第7項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」については、<u>70の4 - 32</u>((申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用))を準用する。</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p><u>70の6 - 34</u> 特例農地等について交換又は換地処分が行われた場合において、当該交換又は換地処分が所得税法第58条又は措置法第33条の3の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときにおける措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第14項の規定の適用については、<u>70の4 - 33</u>((交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合))を準用する。</p> <p>(税額計算上の端数処理等)</p> <p><u>70の6 - 35</u> 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに農業相続人がある場合における措置法第70条の6第2項の規定による各人の納付すべき相続税の額の計算に当たっては、相続税法基本通達16 - 2((課税価格の端数計算))、16 - 3((相続税の総額を計算する場合の取得金額</p>	<p>場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する相続税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p><u>69</u> 法第70条の6第7項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」については、<u>26</u>((申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用))を準用する。</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p><u>70</u> 特例農地等について交換又は換地処分が行われた場合において、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときにおける法第70条の6第19項において準用する法第70条の4第14項の規定の適用については、<u>27</u>((交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合))を準用する。</p> <p>(税額計算上の端数処理等)</p> <p><u>71</u> 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに農業相続人がある場合における法第70条の6第2項の規定による各人の納付すべき相続税の額の計算に当たっては、相続税法基本通達16 - 2((課税価格の端数計算))、16 - 3((相続税の総額を計算する場合の取得金額等の端数処理))</p>

等の端数処理)及び17 - 1 ((あん分割))の適用があるのであるから留意する。

(被相続人の配偶者が農業相続人でない場合の配偶者の税額軽減額の計算)  
70の6 - 36 共同相続人のうち被相続人の配偶者以外の者が措置法第70条の6第1項の規定の適用を受け、当該配偶者がその適用を受けない場合における当該配偶者に係る相続税法第19条の2 ((配偶者に対する相続税額の軽減))の規定による配偶者の税額軽減額の計算に当たっては、同条第1項第2号に規定する「相続税の課税価格の合計額」は、農業投資価格を基準として計算した相続税の課税価格の合計額により、「相続税の総額」は当該相続税の課税価格の合計額を基として計算した相続税の総額によるものであるから留意する。

したがって、この場合には、相続税法第19条の2第1項第2号口の規定による「配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額」が、農業投資価格を基準として計算した相続税の課税価格の合計額に民法第900条の規定によるその配偶者の相続分(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分)を乗じて得た金額に相当する金額を超えるとき(その金額が1億6,000万円以下のときを除く。)は、その配偶者については、他の贈与税額控除、相次相続控除などの税額控除によって納付すべき相続税額が算出されないこととなる場合を除き、納付すべき相続税額が算出されることとなる。

(納付すべき相続税額が算出されない配偶者についての納税猶予の適用)  
70の6 - 37 措置法第70条の6第1項の規定は、相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額がある者に限り適用があるのであるが、被相続人の配偶者については、その者が同条第2項第2号の規定に該当する者(農業相続人)であるものとして計算すれば納付すべき相続税の額が算出されないこと

及び17 - 1 ((あん分割))の適用があるのであるから留意する。

(被相続人の配偶者が農業相続人でない場合の配偶者の税額軽減額の計算)  
72 共同相続人のうち被相続人の配偶者以外の者が法第70条の6第1項の規定の適用を受け、当該配偶者がその適用を受けない場合における当該配偶者に係る相続税法第19条の2 ((配偶者に対する相続税額の軽減))の規定による配偶者の税額軽減額の計算に当たっては、同条第1項第2号に規定する「相続税の課税価格の合計額」は、農業投資価格を基準として計算した相続税の課税価格の合計額により、「相続税の総額」は当該相続税の課税価格の合計額を基として計算した相続税の総額によるものであるから留意する。

したがって、この場合には、相続税法第19条の2第1項第2号口の規定による「配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額」が、農業投資価格を基準として計算した相続税の課税価格の合計額に民法第900条の規定によるその配偶者の相続分(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分)を乗じて得た金額に相当する金額を超えるとき(その金額が1億6,000万円以下のときを除く。)は、その配偶者については、他の贈与税額控除、相次相続控除などの税額控除によって納付すべき相続税額が算出されないこととなる場合を除き、納付すべき相続税額が算出されることとなる。

(納付すべき相続税額が算出されない配偶者についての納税猶予の適用)  
73 法第70条の6第1項の規定は、相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額がある者に限り適用があるのであるが、被相続人の配偶者については、その者が同条第2項第2号の規定に該当する者(農業相続人)であるものとして計算すれば納付すべき相続税の額が算出されないこととなる場合で



改 正 後	改 正 前
<p>となる場合であっても、同項第1号の規定に該当する者（農業相続人以外の者）であるものとして計算すれば納付すべき相続税の額が算出されることとなる場合において、同条第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、同項の規定による相続税の納税猶予の適用要件（担保の提供に係るものを除く。）を満たす場合に限り、その適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>（相次相続控除の算式）</p> <p>70の6 - 38 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに当該納税猶予の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left( \text{求めた割合が } \frac{100}{100} \text{ を超えるときは、} \frac{100}{100} \text{ とする。} \right)$ $\times \frac{D}{C'} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>（注）算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産につき課せられた相続税額（当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。）</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）</p>	<p>あつても、同項第1号の規定に該当する者（農業相続人以外の者）であるものとして計算すれば納付すべき相続税の額が算出されることとなる場合において、同条第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、同項の規定による相続税の納税猶予の適用要件（担保の提供に係るものを除く。）を満たす場合に限り、その適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>（相次相続控除の算式）</p> <p>74 第2次相続に係る被相続人が法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに当該納税猶予の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left( \text{求めた割合が } \frac{100}{100} \text{ を超えるときは、} \frac{100}{100} \text{ とする。} \right)$ $\times \frac{D}{C'} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>（注）算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産につき課せられた相続税額（当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。）</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）</p>

C は、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）

Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。）

Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切り捨てる。）

（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）

70の6 - 39 措置法第70条の6第32項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、70の4 - 36（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）を準用する。

（相続税の納税猶予期限）

70の6 - 40 措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第20項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるが、同項に規定する申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をした特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている当該農業相続人については、たとえ、その後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となるのであるから留意する。

したがって、当初の特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかつ

C は、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）

Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。）

Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切り捨てる。）

（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）

75 法第70条の6第32項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、30（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）を準用する。

（相続税の納税猶予期限）

75の2 法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第20項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるが、同項に規定する申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をした特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている当該農業相続人については、たとえ、その後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となるのであるから留意する。

したがって、当初の特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかつ

改 正 後	改 正 前
<p>た農業相続人については、その後、同条第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有することとなった場合においても、相続税の納税猶予期限は、原則どおり、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるから留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の6 - 41 措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予分の相続税の額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が譲渡等をした又は買取りの申出等があった特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額(B)}}{\text{農業相続人が取得したすべての特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額の合計額}}$ <p>(注)1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する</p>	<p>た農業相続人については、その後、同条第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有することとなった場合においても、相続税の納税猶予期限は、原則どおり、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるから留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>76 法第70条の6第7項又は第8項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予分の相続税の額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が譲渡等をした又は買取りの申出等があった特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額(B)}}{\text{農業相続人が取得したすべての特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額の合計額}}$ <p>(注)1 上記算式中の(A)の金額は、法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が法第70条の6第19項又は第26項において準用する法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は</p>

農地又は採草放牧地（以下70の6 - 41において「代替取得農地等」という。）である場合には、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}$$

（使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅）

70の6 - 42 措置法令第40条の7第16項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第5項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4 - 45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。

（特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価）

70の6 - 43 特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価の額については、70の4 - 46((使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価))を準用する。

（被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあった場合）

70の6 - 44 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、70の4 - 47((措置法第70条の4第5項の適用を受け

採草放牧地（以下この76において「代替取得農地等」という。）である場合には、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}$$

（使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅）

76の2 令第40条の7第16項第1号に規定する法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第5項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、31の9((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。

（特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価）

76の3 特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価の額については、31の10((使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価))を準用する。

（被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあった場合）

76の4 法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、31の11((法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等

改 正 後	改 正 前
<p>た特例適用農地等の買換えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p><u>70の6 - 45</u> 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡等をする見込みである場合における取扱いについては、<u>70の4 - 48</u>((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p><u>70の6 - 46</u> 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類については、<u>70の4 - 49</u>((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類))を準用する。</p> <p>(相続税の納税猶予の場合の被設定者による転用)</p> <p><u>70の6 - 47</u> 農業相続人が相続税の納税猶予の適用を受けている場合において、被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例農地等の転用をしたときについては、<u>70の4 - 50</u>((被設定者による転用))を準用する。</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし農業相続人が農業経営の開始をした場合)</p>	<p>の買換えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p><u>76の4の2</u> 法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡等をする見込みである場合における取扱いについては、<u>31の11の2</u>((法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p><u>76の5</u> 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類については、<u>31の12</u>((法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類))を準用する。</p> <p>(相続税の納税猶予の場合の被設定者による転用)</p> <p><u>76の6</u> 農業相続人が相続税の納税猶予の適用を受けている場合において、被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例農地等の転用をしたときについては、<u>31の13</u>((被設定者による転用))を準用する。</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし農業相続人が農業経営の開始をした場合)</p>

70の6 - 48 被設定者が農業経営の廃止をした場合（被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。）において、措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人が再び農業経営を開始したときの相続税の納税猶予については、70の4 - 51((被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合))を準用する。

(農業相続人の他の推定相続人の範囲)

70の6 - 49 措置法令第40条の7第16項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4 - 9((推定相続人の範囲))を準用する。

(前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

70の6 - 50 措置法令第40条の7第16項第2号に規定する「前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4 - 54((第12項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

(農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合)

70の6 - 51 措置法第70条の6第9項第2号に規定する「被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合」については、70の4 - 55((受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合))を準用する。

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

70の6 - 52 措置法第70条の6第10項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」については、70の4 - 56((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)

70の6 - 53 措置法第70条の6第11項に規定する届出書の提出については、70

76の7 被設定者が農業経営の廃止をした場合（被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。）において、法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人が再び農業経営を開始したときの相続税の納税猶予については、31の14((被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合))を準用する。

(農業相続人の他の推定相続人の範囲)

76の8 令第40条の7第16項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、6((推定相続人の範囲))を準用する。

(前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

76の9 令第40条の7第16項第2号に規定する「前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、31の17((第12項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

(農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合)

76の10 法第70条の6第9項第2号に規定する「被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合」については、31の18((受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合))を準用する。

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

77 法第70条の6第10項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」については、32((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)

77の2 法第70条の6第11項に規定する届出書の提出については、32の2((貸

改 正 後	改 正 前
<p>の4 - 57((貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件))を準用する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p><u>70の6 - 54</u> 措置法令第40条の7第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、<u>70の4 - 58</u>((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)</p> <p><u>70の6 - 55</u> 措置法第70条の6第11項の規定により提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備があった場合の取扱いについては、<u>70の4 - 59</u>((貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>70の6 - 56</u> 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第10項に規定する賃借権等の設定があったときの同条第1項の担保については、<u>70の4 - 60</u>((措置法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)</p> <p><u>70の6 - 57</u> 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地</p>	<p>付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件))を準用する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p><u>77の3</u> 令第40条の7第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、<u>32の3</u>((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)</p> <p><u>77の4</u> 法第70条の6第11項の規定により提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備があった場合の取扱いについては、<u>32の4</u>((貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書))を準用する。</p> <p>(法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>77の5</u> 特例農地等が法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第10項に規定する賃借権等の設定があったときの同条第1項の担保については、<u>32の5</u>((法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)</p> <p><u>77の6</u> 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につい</p>

等について、同条第12項各号のいずれかに該当することとなった場合については、70の4 - 61((貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合))を準用する。

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)

70の6 - 58 措置法第70条の6第12項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」及び「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」については、70の4 - 62((借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎))を準用する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

70の6 - 59 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として農業相続人の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがある場合であっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となるときについては、70の4 - 63((借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合))を準用する。

(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)

70の6 - 60 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合については、70の4 - 64((貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合))を準用する。

て、同条第12項各号のいずれかに該当することとなった場合については、32の6((貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合))を準用する。

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)

77の7 法第70条の6第12項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」及び「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」については、32の7((借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎))を準用する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

77の8 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として農業相続人の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがある場合であっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となるときについては、32の8((借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合))を準用する。

(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)

77の9 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合については、32の9((貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合))を準用する。



改 正 後	改 正 前
<p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p><u>70の6 - 61</u> 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第12項第2号に該当した場合については、<u>70の4 - 65</u>((貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p> <p><u>70の6 - 62</u> 法第70条の6第14項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては<u>70の4 - 66</u>((貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間))を準用する。</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4第14項又は第19項の取扱いの準用)</p> <p><u>70の6 - 63</u> 措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用については、<u>70の4 - 67</u>((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から<u>70の4 - 71</u>((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。</p> <p>(農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p><u>70の6 - 64</u> 特例農地等の譲渡等につき措置法第70条の6第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、<u>70の6 - 14</u>((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地について</p>	<p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p><u>77の10</u> 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第12項第2号に該当した場合については、<u>32の10</u>((貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p> <p><u>77の11</u> 法第70条の6第14項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては<u>32の11</u>((貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間))を準用する。</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第19項の取扱いの準用)</p> <p><u>78</u> 法第70条の6第19項又は第26項において準用する法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用については、<u>33</u>((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から<u>37</u>((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。</p> <p>(農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p><u>79</u> 特例農地等の譲渡等につき法第70条の6第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、<u>54</u>((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を</p>

の納税猶予の適用))を準用する。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

70の6 - 65 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第26項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、70の6 - 15((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。

(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)

70の6 - 66 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下70の6 - 73までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6 - 72までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

70の6 - 67 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されてい

準用する。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

79の2 法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第26項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、54の2((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。

(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)

80 法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下80の8までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下80の7までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。

(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

80の2 法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等

改 正 後	改 正 前
<p>る農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第23項後段に定める価額</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p>(注) 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p><u>70の6 - 68</u> 措置法第70条の6第20項に規定する主務大臣の認定については、<u>70の4 - 74</u>((主務大臣の認定を要しない事業))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p><u>70の6 - 69</u> 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、<u>70の4 - 75</u>((一時的道路用地等としての貸付先))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>70の6 - 70</u> 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供され</p>	<p>の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第23項後段に定める価額</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p>(注) 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p><u>80の3</u> 法第70条の6第20項に規定する主務大臣の認定については、<u>39の2</u>((主務大臣の認定を要しない事業))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p><u>80の4</u> 法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、<u>39の3</u>((一時的道路用地等としての貸付先))を準用する。</p> <p>(法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>80の5</u> 特例農地等が法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場</p>

ている場合において、その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4 - 76((措置法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

70の6 - 71 措置法第70条の6第21項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、70の4 - 77((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第23項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第20項の承認を受けた日の翌日とは、同条第23項に規定する農業相続人の相続人が同条第27項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。

(注) (省略)

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

70の6 - 72 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6 - 73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第16項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4 - 78((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。

合において、その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、39の4((法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

80の6 法第70条の6第21項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、39の5((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第23項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第20項の承認を受けた日の翌日とは、同条第23項に規定する農業相続人の相続人が同条第27項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。

(注) (同左)

(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)

80の7 法第70条の6第20項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下80の8までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る令第40条の7第16項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、39の6((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p><u>70の6 - 73</u> 措置法第70条の6第21項に規定する届出書、<u>措置法令第40条の7</u>第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に<u>措置法第70条の6第35項第1号</u>の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p><u>70の6 - 74</u> 措置法第70条の6第28項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、<u>70の4 - 72</u>(<u>(継続届出書の提出期間)</u>)を準用する。</p> <p>(都市営農農地等を有する農業相続人)</p> <p><u>70の6 - 75</u> 措置法第70条の6第28項に規定する「都市営農農地等を有する農業相続人」及び同条第31項に規定する「都市営農農地等を有する者」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等のうちに<u>措置法第70条の4第2項第4号</u>に規定する都市営農農地等を有している農業相続人をいい、当初都市営農農地等を有していた者で、その後、都市営農農地等につき譲渡等又は買取りの申出等があったことにより現に都市営農農地等を有しなくなった者は<u>これらに含まれないが</u>、当初都市営農農地等を有していなかった者で、その後、<u>措置法第70条の6第19項又は第26項</u>の規定の適用を受けたことにより現に都市営農農地等を有することとなった者は<u>これらに含まれるのであるから</u></p>	<p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p><u>80の8</u> 法第70条の6第21項に規定する届出書、<u>令第40条の7第36項</u>に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に<u>法第70条の6第35項第1号</u>の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p><u>81</u> 法第70条の6第28項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、<u>38</u>(<u>(継続届出書の提出期間)</u>)を準用する。</p> <p>(都市営農農地等を有する農業相続人)</p> <p><u>81の2</u> 法第70条の6第28項に規定する「都市営農農地等を有する農業相続人」及び同条第31項に規定する「都市営農農地等を有する者」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等のうちに<u>法第70条の4第2項第4号</u>に規定する都市営農農地等を有している農業相続人をいい、当初都市営農農地等を有していた者が、その後、都市営農農地等につき譲渡等又は買取りの申出等があったことにより現に都市営農農地等を有しなくなった者は<u>含まれないが</u>、当初都市営農農地等を有していなかった者が、その後、<u>法第70条の6第19項又は第26項</u>の規定の適用を受けたことにより現に都市営農農地等を有することとなった者は<u>含まれるのであるから留意する</u>。</p>

留意する。

(特例農地等の全部を担保に提供した場合)

70の6 - 76 措置法第70条の6第31項に規定する「現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等の全部が担保として提供されている場合(以下70の6 - 76において「全部担保」という。)をいい、当初特例農地の全部が担保に供されていたもので、その後特例農地等の一部につき譲渡等があり当該譲渡等に対応する相続税の額及びこれに対する利子税の額を納付したことにより担保の一部が解除されたものであっても、譲渡等がなかった特例農地等で現に納税猶予の適用を受けているものの全部が担保として提供されている場合には、全部担保に該当する。

なお、特例農地等の全部が担保に提供されている場合であれば、その農地等について納税猶予税額に優先する抵当権等が設定されている場合であっても、この項の適用があるのであるから留意する。

(注) (省略)

(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)

70の6 - 77 措置法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者が、当該特例農地等の全部又は一部につき担保の提供を取りやめた場合には、その者は、その取りやめた日後、同条第28項の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その取りやめた日の翌日から起算するのではなく、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。

(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)

(特例農地等の全部を担保に提供した場合)

82 法第70条の6第31項に規定する「現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等の全部が担保として提供されている場合(以下この82において「全部担保」という。)をいい、当初全部担保であったものが、その後特例農地等の一部につき譲渡等があり当該譲渡等に対応する相続税の額及びこれに対する利子税の額を納付したことにより担保の一部を解除した場合でも、譲渡等がなかった特例農地等で現に納税猶予の適用を受けているものの全部が提供されている場合には、全部担保に該当する。

なお、特例農地等の全部が提供されている場合であれば、その農地等について納税猶予税額に優先する抵当権等が設定されている場合であっても、この項の適用があるのであるから留意する。

(注) (同左)

(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)

83 法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者が、当該特例農地等の全部又は一部につき担保の提供を取りやめた場合には、その者は、その取りやめた日後、同条第28項の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その取りやめた日の翌日から起算するのではなく、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。

(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)

改 正 後	改 正 前
<p><u>70の6 - 78</u> 措置法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者で、かつ、当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった者が、その後、<u>措置法第70条の6第19項又は第26項</u>の規定の適用を受けたことにより、現に都市営農農地等を有することとなった場合には、その者は、その有することとなった日後、同条第31項の<u>かっこ書</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その有することとなった日の翌日から起算するのではなく、<u>70の6 - 77</u>((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の場合と同様、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p> <p>(昭和50年改正前の<u>措置法第70条の4</u>の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p> <p><u>70の6 - 79</u> 昭和50年改正前の<u>措置法第70条の4</u>の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けたものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)の附則第20条第2項、第4項及び第5項((相続税及び贈与税に関する経過措置))の規定の適用については、平成3年12月18日付課資2 - 48ほか1課共同「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて』<u>通達の一部改正について</u>」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」<u>通達</u>(以下「平成3年改正前の通達」という。)の1((農地又は採草放牧地の意義))から81((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))を準用する。</p>	<p><u>83の2</u> 法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者で、かつ、当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった者が、その後、<u>法第70条の6第19項又は第26項</u>の規定の適用を受けたことにより、現に都市営農農地等を有することとなった場合には、その者は、その有することとなった日後、同条第31項の<u>かっこ書</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その有することとなった日の翌日から起算するのではなく、<u>83</u>((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の場合と同様、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p> <p>(昭和50年改正前の<u>法第70条の4</u>の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p> <p><u>84</u> 昭和50年改正前の<u>法第70条の4</u>の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けたものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)の附則第20条第2項、第4項及び第5項((相続税及び贈与税に関する経過措置))の規定の適用については、平成3年12月18日付課資2 - 48ほか1課共同「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて』<u>通達の一部改正について</u>」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」<u>通達</u>(以下「平成3年改正前の通達」という。)の1((農地又は採草放牧地の意義))から81((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))を準用する。</p>

(平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)

70の6 - 80 平成3年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)の附則第19条第1項、第2項及び第5項((相続税及び贈与税に関する経過措置))の規定の適用については、平成3年改正前の通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から81((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。

(平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)

70の6 - 81 (省略)

(平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)

70の6 - 82 平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)の附則第32条第4項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成14年5月27日付課資2-3ほか2課共同「「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」の一部改正について」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から39の7((貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合))の取扱いの例による。

(平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)

84の2 平成3年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)の附則第19条第1項、第2項及び第5項((相続税及び贈与税に関する経過措置))の規定の適用については、平成3年改正前の通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から81((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。

(平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)

84の3 (同左)

(新設)



改 正 後	改 正 前
( 既往通達の廃止 ) <u>70の6 - 83</u> ( 省略 )	( 既往通達の廃止 ) <u>85</u> ( 同左 )